

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会 第8回会合議事録（案）

日 時：平成22年12月14日（火）14:00～16:56

場 所：中央合同庁舎4号館 共用第2特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、漆委員、尾花委員、清原委員、国分委員、坂田委員
（代理：荒木氏）、曾我委員、高橋委員、半田委員（代理：設楽氏）、別所委員

発表者等：相磯氏（I - R O I）、山田氏（（社）電気通信事業者協会）

（内閣府）：太田審議官、高須参事官

（オブザーバー）：

内閣官房IT室主査、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長、警察庁生活安全局少年課課長補佐、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官房参事官、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課青少年有害環境対策専門官、経済産業省商務情報政策局情報経済課課長補佐

議事次第

1. 開 会

2. 議 題

（1）青少年インターネット環境の整備等に係る法施行状況（2）

（社）電子情報技術産業協会発表

（財）インターネット協会発表

インターネットコンテンツ審査監視機構（I - R O I）発表

安心ネットづくり促進協議会発表

（2）青少年インターネット環境の整備等に係る自由討議

（3）その他

3. 閉 会

4. 議事内容

清水座長 それでは、時間になりましたので、第8回の検討会を始めさせていただきたいと思っております。本日はお忙しい中をお集まりいただき、誠にありがとうございます。

初めに、委員の出欠状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

高須参事官 事務局の高須でございます。御報告申し上げます。

遅れていらっしゃる委員の方がおられますが、本日は植山委員が御欠席でございます。また、坂田委員の代理で荒木様、半田委員の代理で設楽様に御出席いただいております。

以上でございます。

清水座長 配付資料の確認をお願いいたします。

高須参事官 配付資料でございますが、まず、議事次第がございまして、2枚目に資料一覧を付してございます。

その下になりますが、資料の本体を並べております。

資料1は、電子情報技術産業協会発表資料。

資料2は、インターネット協会発表資料。

資料3は、インターネットコンテンツ審査監視機構（I - R O I）発表資料。

資料4は、安心ネットづくり促進協議会発表資料となっております。

資料5は幾つか区分されておりますが、5 - 1は、前回もごらんになっていただいたものの修正版になります。施行状況の検討課題ということで、本日、また御討議いただくものになります。

これに合わせまして、5 - 2は、関連資料ということで総務省提出資料、5 - 3は警察庁提出資料、5 - 4は経済産業省提出資料、5 - 5は内閣府提出資料となっております。

それから、予定はしていなかったのですが、後ほどまた御説明させていただこうと思えますけれども、「九都県市要望」ということで要望がございましたので、参考資料で付けているところでございます。

不足等がございましたら、事務局の者が控えておりますので、おっしゃっていただければと存じます。

1点、資料4につきまして、17ページ以下の部分については、諸般の事情がございまして、この検討会限りということで、傍聴者への配付並びにホームページ等への掲載を行いませんので、その点、御承知おきいただければと存じます。

もう1点、本日の会議の議事録は、別途、各委員の皆様方の確認をいただいた上で、座長にお諮りした後に公開させていただきたく存じておりますので、その点、併せて御了承いただきたく存じます。

以上でございます。

清水座長 それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。議事次第をごらんいただいておりますように、その他を含めて3点でございます。

議題1は、「青少年インターネット環境の整備等に係る法施行状況」ということで、本日2回目でございます。そこにリストとして4件挙がっておりますけれども、この4団体から御発表いただくことになっております。

それぞれの機関からの御発表をこれからお願いいたしますけれども、時間の都合がありますので、10分で御説明が終了するようにお願いしたいと思います。前回の経験からしますと、10分経過したところで合図を送った方がいいのではないかという話が、事前打ち合わせでありました。私の方から10分過ぎたということを一言申しますので、その上でお願いしたいと思います。

最初は、社団法人電子情報技術産業協会から、資料1に基づきましてお願いいたします。よろしく申し上げます。

半田委員（代理・設楽氏） 電子情報技術産業協会の設楽と申します。本日は御説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

我々は、パーソナルコンピュータ及びAV機器の団体でございますけれども、法施行後、機器の方でどのような対応をしまいったかということについて、御説明させていただきます。

（PP使用）

まず、1ページでございます。いきなり結論めいた話になりますけれども、本年11月に機器の対応状況について調査を行いました。機器については1年間の猶予をいただいておりますので、昨年と同時期にも、猶予期間が切れるということで一度調査をさせていただきました。そのときも、本年4月以降に発売するものについては対応しますという調査結果が出ていますけれども、今回改めて、実際にどうなっているかということ調査させていただきました。

対象機器といたしましては、パーソナルコンピュータ、デジタルテレビ、BD/DVDレコーダ・プレーヤでございます。

回答企業は、当協会の会員12社でございます。

結論から申しますと、100%対応されております。その内訳ですけれども、パーソナルコンピュータは209機種調査いたしまして、すべての機種でフィルタリングソフトがプリインストールされてございます。

デジタルテレビは180機種調査いたしまして、パスワードロック、プロキシサーバ、フィルタリングソフトの3方式、それぞれごらんのような内訳でございます。こちらは複数方式併用している場合がございますので、合計して数が違っております。

最後の段ですけれども、BD/DVDレコーダ・プレーヤにつきまして、こちらはすべてパスワードロックの方式で対応してございます。

（PP）

こちらは、御説明するまでもなく皆さん御存じのとおりですけれども、インターネット協会さんのホームページからお借りした図でございます。今、申しました3つの方式、フィルタリングソフト、プロキシ、パスワードロック。右側にコストのことが書いてございますけれども、フィルタリングソフトについては、場合によっては数千円程度のコストは御負担いただかなければならない。プロキシサーバは無料または数百円。パスワードロックはほぼ無料で搭載できるということで、この辺は商品の性格にもございますけれども、パスワードロックが一番広く用いられている、また、導入もしやすいということです。

（PP）

ここからは、簡単に各々の方式について御説明いたします。

パスワードロックにつきましては、御存じのとおり、保護者の方に機能制限のパスワードを設定していただきまして、使用者は、設定したパスワードを入力することによってインターネットに接続が可能になるということでございます。ですから、こちらは、すべて

のサイトに対してアクセス可能か、すべてアクセス不可、1か0かということになります。

(P P)

続きまして、プロキシサーバ方式でございます。こちらは、メーカー側が用意したプロキシサーバを必ず経由してインターネットに接続させる方式でございます。プロキシサーバを使用するという設定を行いますと、すべてのサイトを見に行くときは必ずこのプロキシサーバを経由して行くという方式でございます。プロキシサーバの方にリストがございまして、接続に行きますURLから判断して、こちらは一般の安全なサイトである、こちらは出会い系のサイトである、アダルトサイトであるという、見せたくない部分であれば遮断するという方式になります。こちらは機器側の方からプロキシサーバを利用するという設定でございます。

(P P)

これもプロキシサーバの一種ですけれども、ルックアップサーバという方式がございます。プロキシサーバですと、サイトを見るのが可能であっても、可能でなくても、プロキシサーバを経由していくということで、ユーザー数が増えてまいりましたときには混み合ったりすることもございます。

こちらのルックアップサーバですと、端末側でルックアップサーバの利用設定をいたしますと、閲覧したいURLをルックアップサーバに一度問い合わせまして、そこでリストに照らし合わせ、これはオーケーであるとか、だめだという判断を返してもらいます。それを端末側で受けて、アクセス可能であるか、アクセスセーブがかかっているかという判断で、アクセスセーブがかかっているところにはアクセスしないという方式でございます。

(P P)

3つ目は、こちらフィルタリングソフト、皆様よく御存じだと思います。主にPCに用いられておりますけれども、フィルタリングソフトをインストールいたしまして、フィルタリングソフト自体がURLの情報を判断してアクセスを制限する。オーケーであればそのまま行けますし、不可能なところであればアクセスに行かないという方式でございます。

(P P)

それぞれの方式は、使ってもらわないと意味がございませんので、使ってもらうために利用促進に向けた取組を幾つか行っております。

まず、パーソナルコンピュータの例ですけれども、初期インストール、初期セットアップ、パーソナルコンピュータの場合は必ずございますが、こちらの途中でフィルタリングソフトの利用を誘導してございます。セットアップの途中で、こんな例でありますと、「パソコン準備ばっちりガイド」のようなことで、保護者によるアクセス制限について説明がしてございます。また、それを実行するのであれば、右下の実行ボタンを押していただくと、フィルタリングソフトがインストールされる仕組みになってございます。

ここでインストールしない場合も、左下のところに矢印をつけてございますけれども、

フィルタリングソフトウェアのインストールのアイコンをデスクトップに出してございますので、こちらをクリックしていただければ、いつでもインストールを開始できるという形で利用促進を行っております。

(P P)

こちらはテレビの例ですけれども、インターネット接続画面に入りますと、インターネットの閲覧制限の機能のところ右側のような紹介の場面があります。「i - フィルター for TV」という例ですけれども、こちらをお使いくださいという御説明でございます。右下に同じく、「i - フィルター for TV」についてというところで更に細かい説明が出るようになってございます。または左側のところでは、接続画面でインターネット閲覧制限というボタンを押していただきまして、設定していくことになります。

(P P)

更に、必要性を周知するための取組事例でございます。取扱説明書にも記載してございます、左側の上のこちらはパーソナルコンピュータですが、フィルタリングソフトの説明がしてございます。その下は、主にAV機器ですけれども、パスワードロックの機能について説明してございます。

右側の例はメールマガジン。パソコンについては、メーカーから新機種のお知らせ、新しいソフトウェアのお知らせとか、メールマガジンを希望される方にはメールマガジンを発行しております。その中で時折、フィルタリングの勧めみたいな形で、ソフトウェアの講習会、あるいは、こちらにあるリンクをクリックしていただければ、すぐに、詳細な紹介、あるいは導入についての方法を御紹介できるようになってございます。

(P P)

こちらは、我々から言うことではございませんけれども、我々は機器側ということで現在できることに対応してございます。皆さんの議論にもございましたとおり、保護者、政府の方々、我々業界団体、専門機器側、インターネットの接続の方たちの団体を含めまして、3つで取り組んでいきたいということで、我々も精いっぱい努力いたしますということでございます。

以上です。ありがとうございました。

清水座長 時間厳守をしていただいて、誠にありがとうございました。御意見等は、後ほどまとめて意見交換をさせていただきたいと思っております。

では、財団法人インターネット協会の国分委員、よろしく申し上げます。10分をお願いいたします。

国分委員 インターネット協会の国分でございます。

図は全部で20枚ありますので、10分ということで1枚30秒ですけれども、スキップできるところはできるだけスキップして、インターネット協会のこれまでの活動の取組を御紹介したいと思っております。

(P P 使用)

これは、インターネットがある程度参考にしている「違法・有害情報への対策」のフレームワークです。一つは、業界の自主規制、技術的な対策、インターネットのホットライン、政府側が法執行機関として法律をつくられる。真ん中に利用者のリテラシーがあります。この図はもともと、ドイツの Bertelsmann Foundation の方がつくられたのですけれども、ずっと参考にしております。

一つは、利用者のリテラシーということで「ルール＆マナー」というキーワードをベースとして活動しております。レイティングとかフィルタリングも、1996年ですから、もう14年前です。そのころから技術開発をしまして、今度の法律ができて私どもとしては感慨深いものがあります。それから、インターネットホットライン。

(P P)

こういう活動をしておりますが、フィルタリングにつきましては、96年から、経済産業省(当時は通商産業省)から財政的な支援をいただきまして技術開発をしました。フィルタリングをするためのレイティングの基準、Safety Online というのを決めまして、それから、W3C(World Wide Web Consortium)のPICS準拠のラベルビューロというサーバ側の方のソフトを開発いたしました。それから、PCフィルタリングソフト、Windows、Mac版も開発して、違法情報・有害情報のブラックリストもつくって、技術開発プロジェクトとしては早い時期にこういうことをやったということで、国際的にも海外から評価されております。

携帯電話のフィルタリングにつきましては、総務省の消費者行政課から御支援をいただきまして、2006年～2007年に技術開発プロジェクトとして実施いたしました。携帯各社、フィルタリングの各社に参加していただきまして、携帯のブラウザによるデモも行いました。

(P P)

こういうことを行うときのレイティングの基準として、Safety Online というものを決め、Safety Online では細かく詰め切れなかった課題について、Safety Online 2、Safety Online 3 という形で検討いたしました。

(P P)

大きなフレームワークとしては、コンテンツラベル、客観的な評価とか、第三者の価値判断とか、評価をあらわすラベルをつけるという形で、フィルタリングの機能が実現できないかということを検討してきました。

(P P)

それから、私どもが非常に重要視している利用者のリテラシーですけれども、「ルール＆マナー」というキーワードで、子ども版のルールとマナーについてこうあるべきだということを、99年に初版、2004年に改訂版を公表いたしました。

こういうマナー集だけでは不十分なので、オンラインで自分の知識を確かめるための検定を現在も行っております。2006年1月20日から通年で実施しておりまして、つい最近

までの結果で言いますと、小学校4年生以上の児童・生徒、保護者、教員ということで、低学年の子どももいますので、ふりがなつきのバージョンとふりがななしのバージョンと用意しております。

子ども版だけで累積で12万人を突破しております、大学生などを対象とするビジネス版も含めて19万人を超えております。もうすぐ20万人になりますので、そこで再度、こういうことをやっており、皆さん是非御利用くださいということを世の中にアピールしようと思っております。

(P P)

こういうルール&マナー集やオンラインの検定をやりますと、どこかにテキストがないかと、たびたびいろいろなところから言われてきましたので、子ども向けの版と、大人向けの版を出版しました。大人版は、大学で情報倫理を教えておられる先生方は大学レベルの教科書ではないかと言われております。子ども版は2,000部刷って、あと50~60部しかないぐらいで、ほぼ売り切れ状態になっております。法律等も相当変わっておりますので、現在、改訂版を計画中です。

(P P)

ルール&マナーというピンポイントのターゲットに対して、もう少し広く普及啓発すべきだということで、経済産業省から委託され、フィルタリングの解説パンフレットとか、「フィルタリングを知っていますか?」というチラシをつくっています。「フィルタリングソフトの仕組み」とか、「フィルタリングをしてみよう」という小冊子ですけれども、インターネット協会のウェブに紙芝居風に載っております。先ほど御説明されたJ E I T Aの各社のウェブページからリンクが張られているとか、たしか内閣府のページからもリンクが張られておまして、フィルタリングを突っ込んで御説明するということでは、紙だと1,000部ですが、ウェブで相当リンクが張られておりますので、役に立っているのではないかと考えております。

(P P)

文部科学省と、私の協会で構成されている「ネット安全安心全国推進会議」というのがありまして、この下でいろいろな方の御協力をいただいて、「ちょっと待って、ケータイ」というリーフレットをつくってきました。これは4年連続でつくってきましたけれども、135万部で日本の小学校6年生全員に配るといって、私どもにとっては画期的な数字です。数千の出版物はいろいろつくっていたのですが、135万部というのは、まさに国民運動的なレベルの数字ではないかと考えております。

なぜ小学校6年生かというのは、調査いたしますと、子どもからせがまれて、「中学に入ったら買ってあげるからね」ということが買うタイミングということで、小学校6年生の最後の2月ぐらいに先生が学校でこれを配って、うちに持って帰ってお父さん、お母さんと相談して感想文を書いてくださいねとか、そういうふうに言われる立派な先生方が多数おられます。

保護者の方がやはり何かないかということで、「ちょっと待って！ 初めてのケータイ（保護者）」というのを100万部、2回つくりました。こういうことは本当に文部科学省のおかげで可能になった訳で、135万部を小学校6年生全員に配るということで、内閣府で毎年調査をされていますけれども、その効果が少し出てきているかなという数字がありません。

（ P P ）

私どもの協会だけで見ますと、「普及啓発セミナー」というのをやっております。2005年に東京都の100回セミナーというのを受託して、東京都の小学校100校に行きましてセミナーをやると。私どもにとっても、100回というのは相当ハードルが高い要求だったのですが、いろいろ試行錯誤しながら、業務フロー等もつくりまして実施しておりました。

そのときに総務省のデータ通信課の方から、「e-ネットキャラバン」をやるけれども、是非協力してほしいという要請があって、この100回セミナーの事務局の業務的なものとか、プレゼンテーション資料とか、そういうものをお配りして協力いたしました。ですから、2005年のところでピクッと増えていますけれども、こういうことがなければもう少しなだらかに上がっていくのだと思います。

数少ないスタッフでこういうことをこなすには講師陣が足りないので、「インターネット利用アドバイザー」という制度をつくって、地方でやるときは、できるだけこういう方々をお願いをして実施できるようにしようとしております。人数は少ないですけども、これからどんどん増やして役に立つようになれば、私どもとしてもうれしいと思っております。

（ P P ）

インターネット協会というのは中立的な組織なものですから、インターネットで事件が起こるたびにマスコミが取材に来られる。2001年ごろから、出会い系サイトで女子中学生、女子高校生が被害に遭うこともたくさん起こるようになりました。2001年には、女子中学生が出会い系サイトで会った男に手錠をはめられて連れ去られるときに、中国自動車道で飛び下りて後続の車にひかれて死んだという、非常にショッキングな事件があったのですが、そういうこともあって、警察庁では「出会い系サイト規制法」を2003年につくられた。

そうこうするうちに、佐世保の小学校6年生の女の子が同級生をカッターナイフで殺したという事件がありました。これも、テレビの朝のワイドショーで取り上げられて、インターネット協会に全テレビ局がやって来るようになり、50回という状況になりました。山口県の光高校爆発事件とか、最近もいろいろな事件がありますけれども、新聞なども少し鈍感になったのかなという感じもいたしますので、そういうセンセーショナルな事件だけではなく、もう少し将来につながる形でどんどん報道していただければうれしいと思っております。

（ P P ）

日本は情報のブラックホールで、吸い込むだけで全然光を出さないという悪口を言われ

ることもありますけれども、日本は子どもが携帯を利用する先進国なものですから、世界で初めての「子どものモバイルインターネット利用に関する国際ワークショップ」というのをやりました。これは2003年に行いまして、イギリスのチャイルドネット・インターナショナルという組織と共催で、ヨーロッパを中心に15名、日本6名を招待することができました。日本の子どもということで高校生にも出ていただきました。

携帯各社からも費用の面で御協力いただきまして、このポータフォングループ財団というのは、英国のポータフォングループ本社の財団です。日本の携帯のオペレーターだけではなく、携帯の機器の方々にも協賛していただきました。

これをやったことでEU各国がこういうことに非常に興味を持つようになりました。チャイルドネット・インターナショナルの方がイギリス政府に非常に影響力を持つ方なので、ヨーロッパンコミッションの中でもいろいろなことを検討されて、今日、こういうことに対するEU全体としての政策に役に立っていると聞いております。

最近、単にセミナーをやるだけではなくて、「ケータイ・インターネットトラブル克服手記コンクール」、これは12月10日に結果発表が行われたわけですが、全国読売防犯協会と読売新聞社とインターネット協会で行いました。

こういうことでいろいろやってきております。時間が大分過ぎて、済みません。

清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、インターネットコンテンツ審査監視機構（I - R O I）の相磯先生、お願いします。恐縮ですが、10分でお願いいたします。

相磯代表理事 皆さん、こんにちは。インターネットコンテンツ審査監視機構、通称I - R O Iといたしますが、I - R O Iの代表理事を務めております、相磯秀夫でございます。

今日はお招きいただきまして、I - R O Iは今から2年半前に設立されたのですが、この1年間に青少年インターネット環境整備法に関連してどんな活動をしているかということ、ごくかいつまんで御報告申し上げたいと思っております。

（PP使用）

皆さん御存じのとおり、I - R O Iは、インターネットのコンテンツを対象にいろいろな活動をしているとお考えいただければよろしいかと思いますが、目的は、大きく分けて2つあります。

第1点は、インターネットのコンテンツの有害情報から青少年をどのように守るかということ。

第2点は、今から2年ちょっと前に、日本経済新聞社が主催した世界ICTフォーラムの席上で私どもが発表したものです。企業は、コーポレートコンプライアンスといたしまして、経営に関するコンプライアンスを守ることが主流でしたが、これからはコンプライアンスの時代と言ってもいいくらいで、それに加えて、コンテンツのコンプライアンスということも併せて考えてほしいということその席上で申し上げたわけですが、それを総称して、ここではごく簡単に「iコンプライアンス」という名前で示しています。

企業のコーポレートコンプライアンスと違うところは、この世界は、法律や細則を遵守するだけでは済まないのです。ある意味では社会的な常識、倫理、道徳、あるいは文化、少し大げさなことを申し上げますが、そういうことを踏まえて、社会的な良識に基づいた判断と行動をすることがiコンプライアンスの中核なのです。私どもは、それを是非コーポレートコンプライアンスの中に入れてほしいということ、その会議では申し上げたわけです。したがって、I - R O Iではiコンプライアンスをかなり中心に考えています。

ここに書いてありますように、青少年インターネット環境整備法を守るためにiコンプライアンスが非常に重要なんだということ、それぞれのところに出かけまして、そして説得をしているということが一つ。

もう一つは、最初、私どもはI - R O Iの会員企業に対してそういう活動をしていたのですが、これからは会員企業だけではなく、やはり個人にも大変重要なのではないかと考えております。これはいい機会だったのですが、文部科学省のプロジェクトでICTの活用による生涯学習支援事業というのがございまして、そのためのICTリテラシーの協力の場面でも、できるだけこういう考え方を紹介したいということで、今、実証実験中です。これは南房総市と一緒にやっておりまして、今年度中に一つの成果がまとまるのではないかと考えております。

そういう意味で上場企業をまず中心にしまして、勧誘の活動と同時に青少年インターネット環境整備法の重要性を啓蒙かつ普及を図っている、そういう努力をしているのが私どもの活動の一つであります。

(P P)

もう一つ、私どもはiコンプライアンスという考え方を浸透させることと同時に、サイトの健全性の認定ということもやっております。これについては、また後ほど申し上げたいと思っています。

実際に私どもは約百数十社の企業を訪問しまして、同時に、セミナー、研修を介して、皆さんがどういうふうに青少年インターネット環境整備法を理解しているだろうかということ、調べております。その結果、どういうことになったかといいますと、この整備法は、インターネットでメインのビジネスをしている一部企業に関してはよく理解しておりますけれども、そのほかの企業はほとんどと言っていいくらい、つまり私どもが関係した90%ぐらいの企業は「私どもには余り関係ありませんね」という、大変冷たい反応が出ている。一言で言えば、青少年インターネット環境整備法の認知度が低いということが言えるのではないかと考えています。ですから、これに対しては適切な処理をする必要があると思います。

いずれにしても、我々が企業に行ったときにどの部署に行ったらいいのかというのが全くつかめないわけです。多くの場合、広報あるいは法務部が受けて立ってくれるのですが、iコンプライアンスに関連した特定の部署ができていないところはほとんどあ

りません。そういう点では一つ問題かなと思っています。

しかし、最近では、環境整備法の説明をしますと非常によくわかってきて、確かに社会的な意義はありますね、これからは大変重要になりますねということで、大変協力をいただいているのが実情であります。

(P P)

そういう点で企業サイトの活動を実際に行っておりますが、もう一つ重要なのは、サイトの認定をするということです。つまり、健全なコンテンツを持っているかどうかということが重要なこととなりますので、その健全性の認定ということをやっております。会員企業に環境整備法を理解していただく。

前後して申し訳ございませんが、私どもの活動は、それぞれの立場でセルフレイティングといいまして、自分で中身の健全性をチェックしてくださいということをしております。したがって、そのチェックができる人材を育成することが大変重要で、私どもは、アセッサー教育と言いまして、アセッサーの教育をしております。現在までに 27 人の方が適任者として認められているという状況です。そういう方々にまず自社の健全性をチェックしていただいて、最後に私どもと一緒に健全性を確かめるということです。

今年はいくつまでに、ウェブマネー社、電通国際情報サービス社、富士ソフト株式会社、この 3 社が認定を受けております。

清水座長 恐れ入ります、10 分過ぎましたので。

相磯 ごめんなさい。これはとても間に合いません。では、はしょりまして、もう数分ください。

昨年、認定を受けた方も、これは 1 年で更新をしますので、例えば青少年インターネット環境整備法がどんなふうに変ってきているか、そのほかの状況、最近の都条例のようなものも含めて皆さんといろいろなディスカッションをして、更新をしていただいている状況です。

(P P)

そのときの問題点は何かといいますと、認定の企業に対しまして、会員としての普及、啓蒙の促進をお願いしています。つまり、グループで活動をするときにどうしてもそれが重要な意味を持ってきますので、是非グループの中で i コンプライアンスの考え方を浸透させてください、ということをお願いしております。

それと同時にいろいろな問題も出てきております。その一つは、オンラインゲームにおける会員の企業からも認定の要望が出ています。これは普通と少し違っておりまして、ユーザーが多様ですから、この点をどういうふうにするかということが大変重要になっております。

i コンプライアンスの普及・啓蒙のための教育も大変重要です。社会人のみならず、学生、あるいは教育の現場でもってこれを実際に示すことは、とても重要なのではないかというふうに思っております。

(P P)

今、I - R O Iとして何が問題になっているかということになりますけれども、健全性の認定を受けるインセンティブが不明確です。健全性の認定に関しての考え方をもっとしっかり持ってほしいというのが一つ。もう一つは、環境整備法の存在認知度が非常に低いので、これをどうしたらいいかということ。対象となる企業が不明確で、どういう企業が対象になるのかということも考えないといけない。それから、特定サーバーの管理者の役割が企業の中で理解されていないし、非常に重要なのは何かというと、リンクの問題です。自分のサイトからほかのサイトにリンクしたとき、どこが責任を持つかということはずごく重要な課題になってきます。

そういうことを含めると、これから更に大きな問題が出てくるだろうと思いますし、今日は話ができませんでしたが、スマートフォンが出てきたときにいろいろ新しい課題が提起されるに違いない、そういうふうに私どもは思っております。

そういう意味で、まだまだ仕事が増えてくるに違いないと考えております。

大変長くなりまして、申し訳ございません。御清聴ありがとうございました。

清水座長 相磯先生、ありがとうございました。

それでは、安心ネットづくり促進協議会の曾我委員、お願いいたします。10分ですごくお願いします。

曾我委員 お手元に資料を配付させていただいておりますので、それを見ながらお話しさせていただきたいと思っております。安心ネットづくりの副会長をさせていただいております、ここにも、副会長、高橋副会長、清原副会長、また、ほかの委員の皆様もいらっしゃいますので、安心ネットづくりの活動に関してはかなりの皆さんが御存じであるということも含めまして、お話をさせていただきたいと思っております。

2ページをあけていただきますと、安心ネットづくり促進協議会の「概要」と書いてございます。安心ネットづくり促進協議会は、携帯電話及びインターネットの利用環境整備のために、総合的な取組を推進することにより、誰もが安心かつ安全に携帯電話及びインターネットを利用できる環境の構築を図る民間の取組として、利用者・産業界・有識者・教育関係者などが集い2009年2月27日に設立され、今、1年半の活動をいたしております。

組織図のところを見ていただきますとわかりますように、総会、会長、幹事会とございますが、その下に調査企画委員会と普及啓発委員会という2つの大きな軸をもとに活動をいたしております。調査企画委員会の中では、調査検証作業部会、児童ポルノ対策作業部会、コンテンツレイティング作業部会、コミュニティサイト検証作業部会、また、もっと内容濃くその部会の活動ができるように、サブWGもその下に設けて活動をいたしております。普及啓発委員会に関しましては、普及啓発作業部会の下に2つのサブWGをつくり、今、取組をいたしております。

3ページをごらんいただきますと、その作業部会の内容であります。調査検証作業部会

に関しましては、「インターネット上の違法有害情報の分野別影響調査」を論議させていただき、報告書を提出することで、皆さんに論議した結果を共有できるような取組をいたしております。

児童ポルノ対策作業部会に関しましては、昨年度は「諸外国における児童ポルノを規制する法律、ブロッキングの方式等の調査」「ISP技術者によるブロッキングに関する技術面・コスト面検討」「法的問題の検討」を行い、成果報告をさせていただき、皆さんに報告させていただいております。

コンテンツレイティング作業部会に関しては、セルフレイティングの実証実験を行い、これも結果報告をさせていただいております。

次の4ページをごらんいただきますと、コミュニティサイト検証作業部会がございますが、最終報告書としては「子どもを護るために」を2009年10月にとりまとめて公表させていただいております。

調査研究の部分に関しては、報告させていただくことによって、青少年インターネット環境整備法の中で、法ですべて規制をするのではなく、それぞれが自主的取組をどれだけ行うかによって、すべてのインターネットを「グッドネット」な社会に改善していこうと。それをそれぞれがどのように取り組むかという、取組の方向性を皆さんにお示ししながら、また、自らが何を取り組まなければいけないのかということ、会員企業、また、202の会員の皆さんが行うことによって、法的規制でなく、自主的な規制によって法的規制以上の効果を上げることを目標に頑張っております。

次に、5ページをごらんいただきますと、普及啓発活動作業部会の内容でございます。2010年に全国で約20か所、これは総務省さんのお力もいただきながら連携させていただいて、高校PTA連合会、日本PTA全国協議会と連携しながら、全国でシンポジウムを開きました。

その結果の報告は後ほどさせていただきますが、その結果として2010年は、まず、義務教育の青少年の子どもたちのことをきちんとやるのが望ましいと、高校PTA連合会の皆さんとお話し合いをし、その進みの中で今度は文科省のお手伝いをいただきながら、PTAに対して、我々安心ネットづくり促進協議会が応援をするという形でシンポジウム開催をしていく。その後は、逆にPTAが安心ネットづくり促進協議会をもっと活用して、保護者や国民運動としてこの取組の啓発を進めていくという進展状況に、今、進んでおります。

6ページをごらんいただきますと、「子どもを守るための緊急アピールの公表について」ということで、私ども安心ネットづくり促進協議会はさまざまな取組をいたしているわけですが、何を目標にどんなことを、ということの軸が見えないということもございます。調査報告に関しては調査報告書を出すことによって見えるのですが、啓発に関しては見えない部分もございますので、緊急アピールを出しまして、子どもを守るための緊急アピールその1、その2、その3ということで、我々が何を取り組んでほしいのかということ、

皆さんに主張を明確にいたしております。

7ページをごらんください。普及啓発活動としてポータルサイトをきちんと作り、私どものグッドネットなサイトに来ていただくと、さまざまなネット問題に関して学ぶことができる。また解決に向けて、どのようなところを学んでいけばいいのかという入り口導入ができるように、今、どんどん進化させていただいております。このことに関しては、ここの委員である尾花さんに非常に大きな力をいただいております。

8ページがその内容的なもので、「もっとグッドネット」のロゴマークをもっと広める。これを青少年などにも広めることによって、「もっとグッドネット」というふう子どもたちがなっていく。ネットというのは「良く使う」ことがとても重要だということ、そこから、子どもたちをネットの問題から守っていききたいという取組をいたしております。

9ページをごらんください。先ほど申し上げましたように、地域事業、2010年度に関して約20か所開いたところの実績でございます。このような形で私ども安心ネットづくり促進協議会が主催したところと、協力・後援をしながら事業展開をした、この2種類がございます。そこを全部記載しております。

確かに参加者数は小さいものではあります、その効果がありまして、11ページをごらんいただきますとわかりますが、今年の講演に関しては、上から4行目、2010年11月11日、近畿全体のPTAブロック研究会の研修で1,200名集まるところに、我々安心協を迎えてきちんと学びたいと、逆に向こうから意思表示があるぐらいに状況が変化してきました。

ここで報告していいというふうになっていくと思いますが、今、日本PTAと連携しながら、全国でそのような大きな大会でまずはきちんと啓発する。我々安心協と連携をして、民間のこういう取組を知っていただきながら、そして保護者も自らどのように取り組まなければいけないかということを感じきとして求める、それが進み始めております。そのうち、日本PTAの全国大会の分科会の中でも取り入れられるような評価が進みつつあるということも御報告させていただき、普及啓発の段階的に進んできた重要性を是非御理解いただければと思います。

12ページに、普及啓発活動詳細、地域事業、成果がございます。上の段で見ていただきますと、主催、協力にかかわらず、協議会会員の講師陣の協力により、いずれの開催地も参加者から高い満足度（88%）と内容の理解（76%）を得ております。また、2番目でございますように、「保護者から自ら学ぶことの重要性」や「家庭でのルールづくりの認識」について、高い理解（7割～8割）を得ております。開催地によって、ケータイ所持に関する意識や参加者像の違いなどの与件はありましたが、アンケートで「規制でケータイを持たせない」が0%の結果となる場合もあり、講演やパネル内容によって、確実に地域に変化をもたらすケースが見られた。

青少年インターネット環境整備法ができたことによって、それぞれの企業やさまざまな皆さんが集まって取り組むことによって、自主規制が大いに進むことがますます社会の中

での意識変化により効果を生んでくる。だからといって、我々の自主規制が進まなければ法的な要求もされてしまう、これを実態的にあらわしているのではないか。つまり、我々が一生懸命取り組むことによって、その理解が社会の中で進むということでございます。

18 県のシンポジウムに関して、グッドネットの訴求と地元紙への 10 段記事を記載。496 万購読者へシンポジウムの報告もさせていただいたことも、非常に大きなものではないかと思っております。

13 ページをごらんいただきますと、「シンポジウムに参加して子どもの携帯電話利用にどのような考えを持ったか？」という中で、赤印のところを見ていただきますと、「保護者がもっと勉強して対策することが必要」「子どもに使い方やマナーを教育することが必要」「家庭でのルールづくりや教育が必要」などは、先ほどお話ししたような非常に高い数値を出しています。また、「法規制によって携帯電話を使わせないようにする」が 9%。法規制だけではやはり進まないということも、それぞれが心の中に思っているということも、このアンケート調査から浮かび上がってきているものでございます。

そして今年、近畿 P T A ブロック大会では、まさしく今の 3 点が非常に大きなパーセンテージを出しただけでなく、フィルタリングサービスの導入を徹底することがもっと必要だという意識が自ら高まってきたこと。もう一つ、「法規制によって携帯電話を使わせないようにする」は、もっと数値が下がってきているということでございます。

会員コラボレーションとか、その後の我々の取組を写真等で皆さんに表示しておりますので、これをごらんいただきますと、私どもの安心ネットづくり促進協議会のこの 1 年半の動きが見えるかと思えますし、これからもっと頑張っていかなばならないという状況にあることも、御理解を賜りたいと思っております。よろしく願いいたします。

清水座長 曾我委員、どうもありがとうございました。

ただいま、御発表を 4 件いただきましたけれども、ここで意見交換の時間をとりたいと思います。御発言がございましたら、お願いしたいと思います。どなたからでも構いません。

尾花委員。

尾花委員 本日の御発表にもありましたように、現在、いろいろなイベントや取組の中で良質な印刷物が多数作られ、配布されています。でも、「こういうものを印刷し、何百万部配布しました」という“途中経過”を耳にするたびに、最終的にどれだけの人の手に渡ったのか、実際にどれくらい使われたのかなどが気になります。

読み物の配布による普及啓発は各省庁だけではなく、さまざまな団体や企業も取り組んでくださっていますが、直接配付はそれほど多くなく、教育委員会や学校、店舗やイベント会場経由で配付をお願いするケースがほとんどです。

ところが、「届いたけれども配っていない」という現場もあり、学校等では「配ったけれども生徒が持ち帰っていない」、「家に持ち帰ったけれども、保護者に渡っていない」、「親子で手にしていても、読んだり話したりしていない」という現状があります。“配った”と

いう実績だけを評価をしても何の意味も無いのではないかと、もしも配って終わりなら、印刷にかかる経費を別の有効な活動に回したほうがいいのではないかと、そんな風を感じています。

漆先生などもこうした学校における配付物の現状をよく御存じだと思いますが、せっかく学校を通して日本中の子どもたちに配ることができるのなら、ちゃんと読んで学んでもらえる配布方法が望まれます。例えば授業で使えるように指導方法を添付するとか、保護者会で説明をするように指示を出すとか、実際に手にして役立ててもらえる一工夫が必要。せっかくの配布物を有効に使ってもらうには、すぐに使える何らかの方法を追加しなければ意味がないのではないのでしょうか。

子どもたちに「ちゃんと持ち帰れ」とか、「親子で話せ」というだけで済めばいいですが、残念ながらそれでは改善しなくなっているという実情を認識して、今後は、その部分のフォローをするアイデアをプラスしていく必要があるのではないかと考えます。

以上です。

清水座長 大変貴重な御意見をありがとうございました。取組をされるときには是非お考えいただければと思います。

ほかに。

漆委員 品川女子学院の漆です。

今の配付物に関する尾花さんの意見は全くそのとおりだと思います。笑い話で配布物がかばんの中で蛇腹になっていたという話もあるくらいです。また学校の判断で、官庁から配られるものでも、自由に持っていきなさいというような置き方をしてしまう場合も中にはあります。やはり現場でどういうニーズがあるのかということをとらえていただいて、使う場面で切り分けた配布物であると大変使いやすいかなと思います。

例えば先ほども初めての携帯というのがあったかと思いますが、私学の場合は、中学1年生になり、電車通学がはじまるときに持たせるという御家庭もあります。その場合、中1の最初の入学者の説明会のときに使えるようなものですと使われる可能性が高いです。ということは、余り厚いものですと使えないんですね。3枚程度で、例えば見開きになるリーフレットのようなものであれば使いやすいということがございます。また、保護者会で一言というと、やはり10分以内ぐらいで説明できるものでないと使われません。また、総合学習で使うテキストのような形も考えられます。実際にどういう授業展開をするとそれが教えられるのかという、教案事例付きのようなもので配ると、教員側としては、じゃあ使ってみようかということになると思うのです。ただ読めということでは使われる場面を想像せずに作って配付しても、多分、読まないで終わってしまうのではないかと感じがいたしております。その辺のヒアリングをして配布物の種類を切り分ける。または、学校によっても私学・公立、小・中・高でニーズが違いますので、場面分けでつくと、より使われるものになるのではないかなと思いました。

清水座長 ありがとうございました。

どうぞ。

清原委員 三鷹市長の清原です。

冒頭、社団法人電子情報通信産業協会さんから、端末としてのパーソナルコンピュータをはじめ、それぞれについてフィルタリング対応状況としては 100%対応済みであったという御報告がありました。すなわち、私たちがどんな手法であれフィルタリングをしようとすれば、それはできるということを経験の段階ではもう実現してくださっているということですね。勿論、販売の時期がはるか昔のものはだめなわけですが、とにかく現時点のものについては対応できている、ということでした。併せて、財団法人インターネット協会さんの方では、各社のパソコン等の端末からアクセスできるように、リンクを張って連携している例なども御報告いただきました。

先ほどお二人の委員からは、パンフレットあるいはテキスト等による、私たちが青少年の立場に立って防ぐべきさまざまな内容について周知徹底をとという御提案でした。私は大変興味深く思いましたのが、インターネット協会さんの「ルールとマナー検定(こどもばん)」をかなりの人数が受けつつあるということでした。紙ベースのものも重要だと思えますし、保護者にはそれが極めて有効ではないかと思ひまして、三鷹市でも保護者向けのそうしたパンフレット類等の整備に注力しているわけですが、インターネットにおける「ルールとマナー検定(こどもばん)」というのはまさにウェブ上でできるわけですね。そういうウェブ上でパソコン、携帯電話等を使いながらできる取組について、もう少し啓発してもいいのではないかと。受検料が無料だという辺りも大変魅力ではないかと思ひます。

この取組について私はそのように期待もし、現時点で 20 万人に近づくということです。例えば文部科学省で情報教育をされる時、三鷹市の小・中学校でもそうですが、言うまでもなくルールやマナーについて教えていますが、余り検定の奨励ということはされませんね。今後の取組として、例えば小学校 6 年生の段階で、中学校になると携帯電話を持つ可能性、あるいは、文字どおりのパーソナルコンピュータを持つ可能性が高いところに、カリキュラムなのか、教科外の指導になるのかわかりませんが、情報教育の中で、より一層子どもたちが自分自身で意識を持って防ぐことができる自主的な取組について、後半の御報告と関係してしまうかもしれませんが、文部科学省さんにもコメントをいただけたらありがたいなと思って発言させていただきました。済みません、よろしくお願いいたします。

清水座長 是非検討してほしいという御要望ですが、可能ですね。

関根専門官 現在、こういうものがあるという形でお伝えすることはできない状況ではございますけれども、文部科学省でも、ICT教育に関して検討を同時に行っているところでもあります。今、先生方がおっしゃられた内容について、そういうところで検討できるような形で内部には伝えていきたいと思ひます。

清水座長 どうぞ。

尾花委員 追加で一つだけ。今のインターネット協会による取組の最後のページにある、

「ケータイ・インターネットトラブル克服手記コンクール」の結果発表が、先日ありました。受賞手記を読ませていただいたのですが、トラブルにぶつかって、自分で解決したり、悩んだり、苦しんだり、大人に協力してもらいながら何とか頑張って克服したり、こういう本当にあったリアルな手記の方が子どもたちには伝わると思うのです。実施イベントの一つとしてさらっと流してしまわず、子どもたちが考えるための教材として素晴らしい内容であったことを皆様を知っていただきたいと思い、あえて御紹介させていただきました。

ここに出席の皆様、優秀作品から佳作まで合わせて10に満たないものですので全てお読みいただいて、現実には起きていることを実感していただきつつ、考える授業、読解する授業、人間の気持ちを分析するための判断力を養う授業などに生かす方法をお考えください。相磯先生からお話のあったI・R・O・Iのiコンプライアンスではないですが、社会的良識でこういったことをどう克服していくべきか、どう考えるべきか等、取り組む方向性をみんな考えていくには大変いい材料だと思いますので、是非とも御一読ください。

清水座長 では、よろしく申し上げます。私も拝見させていただきたいと思います。

それでは、恐縮ですけれども、次の議題に移らせていただきたいと思います。議題の後にまた御意見をいただきますが、今までのことに関連して御発言いただいても構わないと思いますので、進行させていただきたいと思います。

議題2は、「青少年インターネット環境の整備等に係る自由討議」となっております。最初に事務局から、「九都県市首脳会議」からの要望というものがございましたので、御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

高須参事官 それでは、簡単に御報告申し上げます。

参考資料が一番下に付いていたかと思います。4枚紙でございまして、1枚目が、今、座長がおっしゃった「要望」そのものでございます。

2枚目は、九都県市の方々のお名前と宛先ということで、日付が入っておりませんが、私どもの岡崎トミ子内閣府特命担当大臣のところには、12月3日、埼玉県の上田知事が来られたということでございます。

3枚目は、埼玉版ですけれども、読売新聞の記事、下が埼玉新聞に載っていたもの。

4枚目は、埼玉県から参考で立入調査の状況ということで送ってきたものを、追加で付けております。

1枚目に戻っていただいて、具体的には4つ、青少年インターネット環境整備法関連の法改正を要望しているというもので、1つ目が、フィルタリングサービス解除の厳格化。今は簡単に解除されているのではないかという問題意識。2つ目が、事業者等の契約者への説明責任の徹底。徹底がまだまだ不十分ではないかという問題意識。3つ目は、先ほども御指摘がありましたが、スマートフォンをはじめとした新たな技術環境変化への対応。4つ目は、これも御指摘のあったところで、特定サーバー管理者の、ここでは監視強化云々と書いてございますけれども、そういった問題についての要望があったところでございます。

いずれに関しましても、この後見ていただく、資料5 - 1の例えば案3とか、案5とか、案6で包含されていると事務局としては考えているところでございますが、こうした見地で本件要望が先般あったということで、今回の御検討においてもお踏まえいただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、自由討議となっておりますが、この検討会では、前回、「検討課題」ということで御検討をいただいたところであります。資料5 - 1をごらんいただきたいと思っております。前回、第7回検討会で委員からいろいろ御意見をいただきまして、左側に意見が書かれています。検討課題として、案1、案2が1ページにあります。前回の意見あるいは事務局で検討した結果で修正しているところが赤字になっております。

2ページ目は案3で、下が案4となります。3ページは案5ですが、4ページをごらんいただきたいと思っております。案6は、前回の御意見を踏まえて赤字の部分、削除が結構ありますけれども、こういう形で検討結果が示されているということです。下の方に案7がありますけれども、前回は案7と案8という別のものがございました。意見を踏まえて検討した結果、前の案7、案8が一緒になりまして、本日、赤字の案7ということになっております。5ページ目の案8の8が赤字になっておりますのは、1つ減りましたので、番号が減っているということで、案8は前回の案9ということになります。

あとは番号が減っているだけとなりますけれども、7ページをごらんいただきますと、前回の委員会のときに国分委員からの御発言がありました。コンテンツに関してですけれども、これは、今までの案1から新しくなった案11までの中にどのように入るのか、まだ明確でないということで、本日の時点では案12ということで挙げさせていただいております。

これからの自由討議は、案1、案2、それぞれの案ごとに御意見をいただきたいと思っております。本日の配付資料は、資料5 - 1（総務省）、5 - 3、5 - 4、5 - 5ということで、それぞれ関係省庁から資料をいただいておりますけれども、資料5 - 2から資料5 - 5までの御説明は特に求めませんので、案1なら案1のところ意見を出されるときに、資料幾つのだこということを示しながら御説明いただきたいと考えております。

そのような進め方にさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

清水座長 ありがとうございます。

それでは最初に、資料5 - 1の1ページ、「案1：保護者による青少年のインターネット利用の管理の在り方」につきまして、御意見をいただきたいと思っております。アンダーラインの最後に「総務省」と書いてありますけれども、これは総務省だけが検討するということではなく、前回も御説明がありましたように、総務省から、この問題が検討として必要なのではないかと提案されたところになります。したがって、ほかの省庁、ほかの委員

の方も、この件に関しての御意見ということで御発言をお願いしたいということであり
ます。

では、発言をお願いします。

鈴木消費者行政課長 総務省でございます。

お手元の資料5 - 2に基づきまして、総務省の研究会のWGでの今の検討状況について、
簡単に御紹介させていただきたいと思っております。

5 - 2の1ページをごらんいただきたいと思っております。検討の前置きで今の状況を御説明
させていただきますと、WGは、関係者が集まりまして25名、オブザーバー5名、全部で
30名で検討してまいりました。下の検討スケジュールのところですが、9月に設置
いたしまして、この12月まで4回開催してございます。各関係者からの取組状況を幅広く
お聞きする中で、フィルタリング提供義務の在り方等について議論を進めているところで
ございます。今回は、まだ議論の途中でございますけれども、次回のこの検討会、来年2
月の会合におきましては、右側でございますとおり、総務省のWGでも中間報告をとりま
とめる予定でございますので、ある程度まとまった御報告ができると思っております。本日の説
明につきましては、まだWGの結論ではない、途中経過だということをお知らせいた
ささせていただきます。

そして、保護者による青少年のインターネット利用の管理の在り方についての現在の議
論の状況ですが、資料5 - 2の別紙1をごらんいただきたいと思っております。こちらは、
WG主査代理の藤川先生から提出された整理案ということで、今、これをもとに議論をし
ているところでございます。この中で、保護者による青少年のインターネット利用の管理
の在り方について、ポイントを絞って御紹介させていただきたいと思っております。

「基本的な考え方」ということで、第2パラグラフ、大事なところと思っておりますので、読
み上げさせていただきます。

「青少年のインターネット利用環境整備についてどのような対応策をとるべきかという
判断は、青少年の置かれている環境やその発達段階や教育方針に応じてさまざまになり得
るため、適切な判断を下す能力を持ち、責務を負い、権利を持つのは、一義的には、青少
年を直接監護・教育する立場にある保護者である。しかしながら、ICT技術の急速な発
達により、責務の履行について保護者に相応のリテラシーが要求されており、保護者が単
独で責務を履行することは現実的ではない。こういった事情に対応し、関係者（行政、関
係事業者、学校、地域）は連携協力して、保護者の責務の履行を補助しなければならない」。

そういう基本的な考え方に立った上で、保護者の責務としては、「保護者は、適切な判断
を下すために必要な知識・能力を身につけることが求められる。「具体的には」というこ
とで、3点挙げてございます。1つ目として、「インターネットにおいて青少年有害情報が多
く流通していることを積極的に認識すること」、2つ目で、「青少年のインターネットの利
用の状況と青少年のリテラシーを適切に把握すること」、3つ目として、「保護者自らのリ
テラシーを向上させることが挙げられる」としてあります。

「当面求められる事項」のところでございますが、保護者には特に以下の事項が求められるということで、「新たに利用させる場合には、発達段階に応じた適切な利用ルールを定め、ルールの履行状況を継続的に管理することが求められる。その際、家族間のコミュニケーションや青少年の生活習慣に与える影響について特に留意することが求められる」としております。

また、2つ目のところですが、「フィルタリング等の比重を軽くし、青少年の自律的な利用に移行する場合は、青少年のリテラシーが十分な水準に達していることが前提となる。青少年本人の申し出のみによらず、日常の家庭内での会話の内容等に基づき、リテラシーの水準を慎重に評価することが求められる」としてございます。

更にもう1点、述べさせていただきますと、3ページの上、「保護者によるインターネットの利用履歴の閲覧について」というところで、4行目辺りからでございますが、「青少年本人の同意を前提として、保護者に対して、ウェブサイトの閲覧履歴やメールの送受信履歴を簡便に閲覧できるツールを利用可能にすべきとの指摘がある。しかしながら、利用状況の把握に強力な効果を持つ一方、インターネット利用に強い制約をもたらし、青少年のプライバシーの強い制約となるため、この点を斟酌すれば、当該ツールを直ちに利用可能とすべきとの提言や、保護者に対して利用履歴の確認を奨励すべきとの提言を行うべきではない。そもそも、保護者によるインターネット利用状況の把握は、青少年との会話によって本人から説明させることや、インターネット端末を利用している様子を家庭内で見守ることを基準とすべきである」、この辺りが、保護者による青少年のインターネット利用の管理の在り方という観点で総務省のWGで議論して、現在、考え方として整理されつつある内容でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

清水座長 ありがとうございます。次回までにいろいろ御検討して下さると思いますが、よろしく申し上げます。

ほかに御意見がございましたら、お願いします。

案2は同様に「保護者等」ですけれども、案2につきまして御意見がございましたら、お願いします。

鈴木消費者行政課長 総務省でございます。

案2の普及啓発の部分につきましては、資料5-2の に書いてございますけれども、総務省のWGでは、普及啓発の部分については来年2月以降に集中的に検討する予定としてございます。

以上、御報告まででございます。

清水座長 2月以降というと、まとまるのはいつになりますか。

鈴木消費者行政課長 春ごろになってまいります。

清水座長 次回以降ですね。

鈴木消費者行政課長 そうです。

清水座長 どうぞ。

清原委員 ありがとうございます。是非このテーマに関連して、警察庁の方に、児童がインターネットの出会い系あるいは非出会い系サイトに接触することによって、この間、犯罪にかかわった例が減少しているのか、増加しているのかを教えていただければと。あるいは、保護者がそうした児童の実態を知ることによって、更にフィルタリング等へのインセンティブも増すかと思われます。今日、お配りいただきました資料5-3-3の「非出会い系サイトに起因する児童被害の事犯に係る調査分析」でも、被害児童がフィルタリングに介入していない事犯が9割以上あるということです。やはりフィルタリングがこういう犯罪を防止する上でも重要なことであると、改めて思いました。

今の総務省の鈴木課長からのお話ではありませんが、保護者の皆さんにとって自分の子どもをこうした被害から守ろうとするときに、機械に弱いとか、子どもたちが勝手に使う環境を保障するのがプライバシー上いいのではないとか、いろいろな迷いがあると思います。しかし、親として、子どもたちを犯罪被害から防ぐことは勿論、加害者になることをも防ぐために必要であるということ、より一層認識していただくような働きかけをしていくことが求められていると思います。

三鷹市でも実は「青少年健全育成活動基本方針」の中で、3年ほど前に、保護者のみならず地域の大人が承知すべきであるということで、「携帯電話の正しい使い方について親子で話そう」という基本方針の項目を入れました。しかも、実際に青少年問題協議会の委員の皆様が、携帯電話の事業者の御厚意によりまして、まさに正しい使い方やフィルタリングの仕方の研修も受けました。したがって、保護者というか大人全体が認識することも必要だと思いますが、保護者のことを考える意味で、実態について、簡潔で結構でございますが、御紹介いただくとありがたいと思ひまして、座長、できればそのようにお願いいたします。

清水座長 はい。警察庁の方からお願いします。

四方情報技術犯罪対策課長 説明させていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。

御指摘いただきました資料5-3-3の特に2枚目、3枚目のところを中心に、御説明させていただきたいと思ひます。前回のこの検討会では、平成22年上半期における出会い系サイト及び非出会い系サイトの事件の状況について御説明いたしました。今日は持ってきておりませんが、簡単に言いますと、出会い系サイトでの児童被害は、規制法の改正などもありまして、減っていますが、出会い系サイトではないコミュニティサイトにおける被害は増えておりまして、今、出会い系サイトにおける被害の4倍ぐらい、今年の上半期ではそんな状況でありました。

そこで、もう少し具体的にどういう状況なのかというのを各方面から求められたこともあり、通常の調査ではなく、やや詳しい調査をしましたところの更に幾つかピックアップしたのが、この2枚目、3枚目でございます。

1番は、被害児童のフィルタリング加入状況等ですけれども、児童被害の場合、ネットへのアクセスはPCよりは携帯電話がほとんどであるというグラフ。次は、被害児童が持っていた携帯電話についてフィルタリングがどうだったかということについて見ますと、ほとんどはフィルタリングサービスの適用を受けていなかった、こういうことでございます。

下の2番は、保護者の問題そのものではなく、犯人の方の問題ですけれども、せっかくの機会ですので簡単に申し上げます。これは、コミュニティサイトであります、その中で、ミニメールと言いまして、サイト内で直接やりとりできる仕組みがございます。その仕組みを使って通常のメールアドレスを聞き出して、更にやりとりをやっていく。その後、直に会って児童に悪さをしようというプロセスが、検挙事例から概ねわかっておったのですが、統計でも裏付けられることになったということでございます。

1ページあけていただきまして、3のその他、上の2つを中心に申し上げますと、まず、親・保護者による指導の状況です。これも被害児童の場合ということではありますが、全く注意を受けたことはないというのが6割でした。携帯電話は使っているのですが、インターネット(サイト)を使っていることは言っていない、あるいはコミュニティサイトを利用していることを言っていないので、注意を受けたことはないというのが13%。それから、ゲームサイトを利用していることは話してはいたけれども、コミュニティサイトの機能は言っていないので、注意は受けていなかったというのが4%ありまして、結局、「注意なし」と思われるところが4分の3ぐらいになったという話であります。

次に、被疑者の犯行動機です。これは、児童に悪さをした被疑者でありますので、ある意味では当然ですけれども、何らかの児童との接触目的を持っていたというものがかなり多かった。このような状況でございました。

詳細につきましては後ろに冊子を付けてございますので、ごらんいただければと思います。ありがとうございました。

清水座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

尾花委員 今のことに関連しまして、先ほど曽我さんから御紹介があった、安心ネットづくり促進協議会のPTAアンケート結果を再度ご覧ください。

今年の近畿PTAブロック大会でのアンケートで、「フィルタリングサービスの導入を徹底する」が64%と急激に増えているのを、皆さん疑問に思われたかもしれませんが、この大会の基調講演で私は、警察庁発表資料にある数字を別の角度から捉える方法をお話ししています。

発表資料では「98.5%の児童がフィルタリングをかけていなかった」という表現でしたが、これを逆さから見れば「被害に遭った児童のうちフィルタリングをかけてあった子は2%に満たなかった」となります。中には自主的にアクションを起こして被害に見舞われてしまった子もいるわけですが、そういう子を含めてもやはり「フィルタリング設定済み

の携帯電話お使用して被害に遭った子は、被害児童全体の2%に満たない」という読み方ができれば、フィルタリングの効果がはっきり見えてきますよね！とお伝えした結果が、この数字なんですよ。

約1,200人の出席者の皆さんは、その話を聴きながら一斉に頷いていらっしゃいました。同じ数字でも、保護者が腑に落ちる説明の手法を選べばとてもよく伝わります。保護者への普及啓発の際には、各省庁の発表の数字をそのまま伝えるのではなく、保護者に伝わりやすい角度から伝えることを心がけるだけで意識が変わるということの実証が、ここできたのではないかという気がしております。

清水座長 貴重なアドバイス、ありがとうございました。

それでは、案3に行ってよろしいでしょうか。最後にまた戻りますが、12まであるものですから、よろしくをお願いします。

資料5-1の2ページ目、案3でございます。前回の御意見を踏まえまして、赤字をござらんいただければと思いますが、販売代理店関係者も含める内容に修正しているところでございます。案3につきまして、御意見をお願いしたいと思っております。

状況説明も含めて、総務省、どうぞ。

鈴木消費者行政課長 案3の保護者の安易なフィルタリング不使用・解除への対策等につきまして、これまでの総務省のWGでの検討状況、先ほどの資料5-2の別紙1に基づいて御紹介させていただきます。

3ページの「2-2.携帯電話インターネット接続役務提供事業者関係」のところでございます。特に携帯電話事業者が関係してまいりますので、この部分を御紹介させていただきますと、「携帯電話インターネット役務提供事業者は、保護者が適切に判断を下せるよう、判断材料の情報提供や保護者のリテラシー能力の向上等のサポートを行う責務を負う」ということで、当面求められる事項としまして、「携帯電話インターネット事業者は保護者の適切な判断に資するため、以下の事項について、説明を行うことが求められる」ということで、「保護者には、法律上、青少年のインターネット利用状況を把握・管理する責務が課せられていること。携帯電話インターネットサービスの利用にあたって、違法情報及び青少年有害情報の閲覧等の一定のリスクがあること。フィルタリングサービスは、リスクの軽減に有効な手段であること。ただし、フィルタリングサービスはリスクを完全に除去するものではなく、保護者による利用状況の把握及び利用の管理が必要であること」。

4ページは、「なお、フィルタリング不使用/解除申告時には、上記に加えて以下についても説明を行うこととする」ということで、「フィルタリングを利用させずに使う場合は、保護者が、フィルタリングなしでも青少年のインターネット利用状況を把握・管理できることが前提となること」。のところで、「フィルタリングを利用しない場合、違法情報及び青少年有害情報の閲覧等のリスクが飛躍的に高まること」。そして がございます、その下に、「確実にフィルタリングサービスを提供できるよう、サービス導入前に端末機器メーカー等の関係者とフィルタリング提供方法について確認を行うことが求められる」とい

うことで、携帯電話を利用するときの一番入り口になる携帯事業者がサービスを提供する、そのときの説明をきっちりしていくべきだという議論が多かったものでございます。

その下の「契約代理店について」でございます。この点はこの検討会の前回の場で、量販店、代理店についての御意見、御議論がございましたので、WGの中でも、ここにございますように、「上述の携帯電話インターネット接続役務提供事業者に求める説明事項を、契約代理店にも求めることが必要である」ということで議論を行っているところでございます。

以上でございます。

清水座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。高橋委員。

高橋委員 いつも、このフィルタリングの解除のときに問題になりますけれども、これは総務省の方でも、経産省の方でも、警察でも結構ですが、フィルタリングを解除した件数は何件あるか、把握されていますか。この検討課題の中で、「子どもを信用している」(42%)、「特に必要を感じない」(29%)、これを合わせると、約70%の人が初めからフィルターをかけないという数字にも読みとれるわけですね。3割しかフィルターをかけていない。では、その3割の人のうち何人ぐらいが解除しているのかどうか。今、東京都の条例とかいろいろな話の中で、解除に関して規制をかけるというお話がありますけれども、そもそも解除件数が今まで何件くらいあったのか。

毎年、私はこれを聞くたびによくつかめなくて、フィルターをかけることに関して、今、子どもたちが持っている携帯のどのくらいの実数が子ども名義になっているか、一度調べたらいかがですかというのを3年ぐらい前からずっと言っているのですが、なかなか把握できていない。結局、保護者がお金を払うから、保護者が携帯を買って子どもに渡してしまう。その携帯電話は子ども名義になっているのか、親名義になっているのか、だれが持っているかということ把握できているかどうか。この辺があいまいなまま来ていて、いろいろな数字が上がってきたときも、みんなが一生懸命頑張ってリテラシー教育という話をして、フィルターをかけましょうという話をしているのがどのくらい徹底しているのか、実態がつかめていないわけです。

どこの調査でも結構ですけれども、一旦フィルターを販売店でかけて、それを解除に来た保護者というのが何人ぐらいいるというのを、何か資料があったらいただきたいのですが。

清水座長 今の御質問に関して、どこかの省庁とか、どこかで調査をしたとか、これからするとかということがもしありましたら、御発言いただければと思います。

高須参事官 内閣府です。今、出るかどうかわかりませんが、数字がないわけではありません。調べさせておりますので、数についてはペンディングにさせていただければと思います。

清水座長 ありがとうございます。では、後ほどということで、よろしく願いいた

します。

案3について、ほかにいかがでしょうか。

尾花委員 お子さんに持たせる前に、保護者の携帯を必要なときだけ貸す御家庭がよくあります。でも、ほとんどの保護者の携帯にはフィルタリングがかかっていません。貸し出し利用は特に小学生に多いので、「フィルタリングがかかっていない携帯を小学生に使わせる」ことになっているのが現状です。これは、保護者の認識附則ではなく、自分の携帯に関するフィルタリングへの意識がスコンと抜け落ちているだけ。

後援やセミナーの際にいつもお願いしていることなのですが、保護者の場合、フィルタリングがかかっていても困ることはあまりないと思いますので、子どもに貸し出すなら自分の携帯に出すなら自分の携帯にフィルタリングをかけるように！ということ、併せて推奨していただきたいのです。そうすれば、より安全な形で子どもたちに携帯電話の環境が提供できると思いますので、よろしく御検討ください。

清水座長 ほかに、いかがでしょうか。

曾我委員 フィルタリングについてですが、フィルタリング、フィルタリングといっても一過性でフィルタリングと言われている。これは総務省の会議の中でも申し上げたのですが、ホワイトリストとブラックリストとあって、幼少期・青少年といっても、特に義務教育の小学生などは確実にホワイトリストのようなフィルタリングでなければ、ブラックリストではまだまだそこまでのリテラシーに行っていないわけです。その辺に関してはきちんと明確に、フィルタリングという一つの言葉ではなく、やはり年齢別、段階別にフィルタリングは導入する必要があるということ、明確にしておいていただきたいというふうに思っています。

清水座長 ありがとうございます。先ほど総務省のお話の中で、検討課題として御説明がありましたけれども、明確にしていなければということでもあります。

鈴木消費者行政課長 はい。

清水座長 ほかはいかがでしょうか。

高須参事官 先ほどの高橋委員の御質問に関してですが、今、わかる数ということで申しますと、やはりパーセンテージになってしまうのですが、昨年の内閣府の調査の中で、フィルタリングを使っていたが解除したという方は704人中2.8%でした。小学生・中学生・高校生の保護者でそのお子さんが携帯を持っていると回答した方トータル704人中2.8%が、「使っていたが解除した」という数であるという調査結果が、今のところわかっているということでございます。

清水座長 どうもありがとうございました。

案3のタイトルにも、フィルタリング不使用とか、解除とか載っておりますので、解除についてもこの検討会できちっと書かれることを期待したいと思います。

曾我委員 座長、よろしいですか。

清水座長 どうぞ。

曾我委員 今回のデータで一つだけ気になることがありまして、50%弱にフィルタリングの利用率がとどまっているということ。つまり、残りの50%に関してフィルタリングがなされていないということですね。保護者が2.8%しかフィルタリングの解除をしていなければ、本来90何%という設置率にならなければおかしいわけです。

藤原座長代理 違います。かけた人の何%ですから。

曾我委員 つまり、50%近く最初からかけていないということですね。

高須参事官 そういうことです。

曾我委員 青少年に関しては、一旦フィルタリングをした機種が販売店から保護者に渡されて、保護者の申し出によって初めて解除されるというのが今の世の中のルールになっていると思いますが、その前の段階で既に解除されているということですね。

高須参事官 前回の調査からすると、今おっしゃったように、そういうことになります。その原因としては、やはり販売段階で徹底できていないのではないかと。裏が確実にとれているわけではありませんけれども、そういう問題があるかと思っています。

清水座長 よろしいですか。

曾我委員 はい。

清水座長 それでは、案4に移らせていただきたいと思います。「フィルタリングの実効性の向上」です。これについて、御説明あるいは御意見をお願いします。

どうぞ。

鈴木消費者行政課長 総務省でございます。

案4のフィルタリングの実効性の向上、携帯電話事業者、フィルタリング提供事業者、第三者機関に求められる取組についてということでございます。第三者機関に求められる取組については、今月下旬以降、議論を行っていく予定としてございますので、また次回、御報告させていただきたいと思います。

携帯電話事業者とフィルタリング提供事業者に求められる、実効性の向上のための取組でございますが、同じく資料5-2の別紙1、3ページの下のところをごらんいただきたいと思います。先ほど御説明したところと重なりますけれども、携帯電話インターネット接続役務提供事業者関係ということで、先ほど曾我委員からも、年齢別、段階別の取組ということで御意見がございました。3ページののところですが、「特に、利用者が13歳未満の青少年の場合には、最も閲覧範囲が限定されたリスクの低い方式（ホワイトリスク方式等）を推奨する等、年齢段階に応じた適切な方式が推奨されることが望ましい」という議論をとりまとめたものでございます。

続いて、5ページの「2-4. フィルタリング関係事業者関係」をごらんいただきたいと思います。責務といたしましては、「フィルタリング関係事業者は、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じきめ細かく設定できるようにする等、利便性に配慮したフィルタリングを提供する責務を負う」。

当面求められる事項といたしましては、「さらに利用しやすいものとするため、以下のフ

フィルタリングサービスの導入等に向けて、検討を進めることが求められる」ということで、フィルタリング事業者につきましても、先ほど年齢別、段階別というお話がございましたけれども、同じように、「年齢階層等の発達段階に対応したわかりやすい表現の採用（中学生向けコース、高校生向けコース等）、発達段階に応じた多様なフィルタリングサービスの提供と利用者年齢に合わせた適切な提供」。

その下でございますが、「フィルタリングの基準設定機能と個別の情報の基準への該当性の判断機能について、行政等からの一定の独立性、基準設定方針の透明性を確保する仕組み作りに向けて、検討を進めることが求められる。フィルタリングの基準が、保護者の視点・感覚をより反映したものとなるような仕組み作りに向けて、検討を進めることが求められる」というふうにしているところでございます。

以上でございます。

清水座長 ありがとうございます。

案4について、ほかに御意見、ありますでしょうか。

尾花委員 たびたび済みません。ちょっと気になったのですが、今の別紙の資料の3ページの下のところ、「利用者が13歳未満」とあります。ほかは中学生とか高校生になっているのに、ここだけ13歳未満としてしまうと、誕生日前の中学1年生が含まれてしまいます。年齢で線引きをせず、学年で統一してここは「小学生以下」としたほうがいいのではないのでしょうか。要するに、抜け落ちたり重複したりして判断に困るケースが生じない表現にしていいただければと、これは要望としてお願いします。

鈴木消費者行政課長 御意見、ありがとうございます。今回、この検討会でいただきました御意見は、次回の総務省のWGできちんと報告し、引き続き議論に反映させていくこととなります。年齢を書くかどうかというのは実は総務省のWGでも少し議論になっておりまして、この部分については、今日、特にそういった御意見があったことを踏まえて、また検討してまいりたいと思います。

清水座長 よろしくをお願いします。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、案5にまいりたいと思います。案5は、「新たなインターネット接続可能な機器についてのフィルタリング提供義務の在り方の検討」です。御提案は内閣府・総務省・経済産業省からですが、御意見、御説明等、よろしくをお願いします。

鈴木消費者行政課長 お手元の資料5の別紙2をごらんいただきたいと思います。「多様なデバイスにおけるフィルタリング提供義務のあり方について」というペーパーでございます。2ページに「基本的な考え方」ということで記載がございますけれども、多様なデバイスにおけるフィルタリング提供義務についてはWGの中でも議論を開始したところでございます。まだ議論を継続中でございます。ここに記載しております基本的な考え方も含めまして、引き続き議論を深めていく予定になってございます。

ひとまずの、今の段階での考え方について御紹介させていただきますと、「『基本的考え

方』を以下のとおり確立し、これに沿って問題に対処すべきではないか」ということで、1点目、「フィルタリング提供義務に軽重を設ける制度の維持：法は、青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響と事業者に対して必要以上の規制とならないこと等の事情を総合的に勘案し、サービスによってフィルタリング提供義務の軽重に差異を設けている」と。資料の6ページをごらんいただきたいのですが、「青少年インターネット環境整備法におけるフィルタリングサービス提供義務」とございますとおり、携帯電話事業者、インターネット接続事業者、機器の製造事業者、それぞれに義務として、「原則提供」「求められたときに提供」「利用を容易にする措置を講じた上で販売」ということで、17条、18条、19条それぞれに応じた義務が課せられているところでございます。

その点についての記述でございますが、2ページにお戻りいただきまして、フィルタリング提供義務に軽重を設ける制度、この点は現在も変化していないため、フィルタリング提供義務に軽重を設ける制度は維持すべきである、という一つの考え方でございます。

青少年への影響が重大なサービスへの確実なフィルタリング、青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が重大なサービスについては、サービス利用開始時にフィルタリングが確実にかかるようにすべきではないか、という意見でございます。

青少年への影響が重大なサービスのメルクマールの確立ということで、1つ目がパーソナル性の高いサービス、2つ目が青少年利用の多いサービスということで挙げております。

その下でございますが、技術中立性及び技術革新への柔軟性への留意ということで、制度がフィルタリング技術の進展を歪めることのないようにすべきではないか。また、技術革新に一定の柔軟性を持った制度とすべきではないかということで、これら4つの基本的考え方について、この考え方も妥当かどうかも含めてこれから議論を深めていくこととしてございます。

また、フィルタリングの分野につきましては経済産業省でも検討されておりますので、十分に連携協力を図って進めさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

清水座長 ありがとうございます。

経済産業省から、どうぞ。

吉川情報経済課課長補佐 経済産業省情報経済課の吉川と申します。情報経済課長の村瀬が本来御報告すべき内容でございますが、急遽公務が入ってしまった関係で、代理で報告させていただきます。

資料5-4の「新たなインターネット利用動向を踏まえたインターネット上の青少年有害情報対策について」という資料をごらんください。現在、経済産業省で有識者の方に集まっていたきながら、フィルタリングの提供の在り方について検討を進めているところでございます。本日は、まだ議論の最中ということでございますので、こういった構成員の方で、こういったスケジュール感で、こういった課題を検討しているかということについて御報告申し上げます。

表紙をめくっていただきますと「検討課題」がございます。 、 がございますが、主にこの2点について課題として取り上げて検討を進めているところでございます。

1点目でございますが、「多様化するインターネット利用動向に対して、事業者によるフィルタリングの提供義務はどのように果たされるべきかを、インターネット接続機器とフィルタリングの関係性を整理し、検討する」というものでございます。多様化するインターネット利用動向というのはさまざまございますけれども、例えば通信機能付きのゲーム機ですとか、スマートフォンの普及、そういったものを念頭に置いてございます。

こうした新たなインターネット利用動向を踏まえて、現行法上、それぞれの関係者がフィルタリングの提供義務を果たしているところではございますが、実効的なフィルタリングの提供は、どのような考えの下になされていけばいいかということを中心に整理したいと考えております。新たなサービス、新たな技術といったものは今後も出てくるでしょうから、その時々に応じて継ぎはぎの対応をするのではなく、一貫した対応がとれるような基礎的な考え方をまとめていきたいと考えております。

2点目でございますが、「多様化するインターネット接続環境の下で、保護者がフィルタリングを十分に理解し、有効に活用するために、どのような取組が関係者間でなされるべきか、検討する」というものでございます。これは総務省の研究会でも指摘されていた事項かと思いますが、フィルタリングの提供に責任を持つのは保護者の責務であるところもありつつも、次々に新しいサービス、機器が出ていく中で、保護者だけにそれを任せてしまっていては、なかなか実効的・現実的な対応はとれないだろう。保護者が一義的な責任者となって、事業者を含めた関係者がフィルタリングを提供するに当たってどういったサポートができるのかということも、併せて検討していきたいと考えております。

1ページおめくりいただきまして、構成員の方々を記載してございます。こちらの検討会でも座長をされていらっしゃる清水先生に座長を務めていただきまして、そのほか、国分委員や高橋委員にも委員として入っていただいております。事業者としては、ゲームメーカー、携帯の機器メーカー、家電量販店、フィルタリングソフトのメーカーの方、ISPの方、さまざまカバーしております。また、教育関係者、保護者を代表する方にも入っていただいて検討を進めているところでございます。

スケジュールでございますが、11月から開催しておりまして、これまで2回開催しております。年内あと1回開催して、年明けすぐにもう一度開催し、2月の内閣府の検討会の場で検討の方向性を御報告できようになりたいと思っております。

最後になりますが、検討内容自体は総務省とかなり重複する部分もございますので、しっかり連携して、そごのないように取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

清水座長 どうもありがとうございました。

御意見をいただければと思います。

尾花委員 質問してもよろしいですか。

清水座長 どうぞ。

尾花委員 どなたがお答えいただいても結構なのですが、御検討くださっているインターネット接続が可能な機器の中に、地デジ対応テレビは入っているのでしょうか。メンバーリストの中に家電メーカーさんの名前がないようなので、とても気になりました。

地デジ対応テレビは来年の7月になりますと日本中に普及します。家庭のリビングに家族全員が利用するものとして置かれ、2歳や3歳のお子さんまでもが使う機器になりますので、地デジ対応テレビが検討対象外であれば大問題です。その辺について、どなたでも結構なので御回答いただければうれしいです。

清水座長 経済産業省、どうぞ。

吉川情報経済課課長補佐 今、おっしゃっていただいた点でございますが、私どもの研究会の構成員に社団法人電子情報技術産業協会に入らせていただいておりますので、こちらでテレビに関しても扱ってございますので、その点も併せて2月に御報告させていただきたいと思っております。

清水座長 ほかに、御意見はありますか。

高橋委員 先ほどから数字の話ばかりして申し訳ないのですが、もうそろそろフィルタリングに関しては落ち着いて、どういう状況なのかともう一回考えなければならぬと思っております。今、検討において、新規の購入者が出た場合に、フィルタリングをかけていられる方、販売店の段階でうちはフィルターかけなくていいですという方の数字というのは、把握されていると思っております。できたら、それが小学校、中学校、高校とわかるとありがたいのですが、そういった数字はありますか。

清水座長 それもやっているようですので、後ほどの御報告で。

高橋委員 後でもいいですから、あったら、よろしくをお願いします。

清水座長 ありがとうございます。

ほかにありますか。よろしければ、「案6：特定サーバー管理者の責任の在り方」について、御意見をいただきたいと思っております。

鈴木消費者行政課長 特定サーバー管理者の責任の在り方について、資料5-2の別紙3をごらんいただきたいと思っております。特定サーバー管理者については、現在、議論を開始したところでございます。WGの宍戸主査代理から、別紙3のペーパーで議論を開始しているところでございまして、その3ページをごらんいただきたいと思っております。「問題の所在と検討の方向性」ということで、1点目として、青少年閲覧防止措置がとられていないケースが多いのではないか、防止措置がとられていないウェブサイトが多数存在するのではないか、という点でございます。

2点目として、連絡受付体制が整備されていないケースが多いのではないか。外部からの連絡先が明らかでないウェブサイトが多々存在するのではないか、という点でございます。

こういったことに対して、検討の方向性、下の 印のところですが、これらの問題につ

いて実効性ある対策を検討する必要があるのではないかと。ただし、検討に当たっては、インターネット上の表現の自由、成人の知る権利、インターネットの匿名性の利点に対する配慮が必要ではないか。犯罪の被害防止、取締りという観点、インターネット上の表現の自由、成人の知る権利等、こういったものも含めて、今後、バランスよく具体的に議論を行っていく予定としてございます。

以上でございます。

清水座長 ありがとうございます。

この点につきまして、御意見をいただければと思います。

よろしいでしょうか。次回にはとりまとめをいただけるということで、期待したいと思います。

では、次に案7です。先ほど申しましたように、前は案7、案8とあったのを統合して案7となっています。統合したので、文言の修正とかいろいろ挙げられているわけですが、前回、いろいろ御意見をいただいたということで、このような形になっております。

この点について御意見をいただきたいと思いますが、御説明は警察庁からですね。

四方情報技術犯罪対策課長 新しい案7について御説明します。御紹介いただきましたように、従前の案7と8を統合したものでございます。具体的な対策は、趣旨がわかるようにということで、いろいろアイデアを書いておいたわけですが、要は自主的な取組によって改善ができないかという趣旨でございますので、合わせていただいた次第でございます。

前回御説明いたしましたので、本日は資料は持ってきておりません。インターネット・ホットラインセンターでは、8種類の違法情報、ネット上に公開している、公衆送信させているだけで違法となるタイプの、単に青少年の健全育成にとって有害という意味ではなく、乗せているだけで違法となるものを対象にしています。私どもも検挙に努めているわけですが、数が多過ぎるので、一方でこのホットラインセンターにおいて削除要請もしていただいて、それなりの成果も出ているところであります。

なお、そもそも連絡先が開示されていない、あるいは何らの措置もされないものがありますので、その事業者の方々において自主的な措置を促進していただくなどにつきまして、検討させていただければということでございます。

資料5-3-2というのがございます。これは、当庁での検討会である「総合セキュリティ対策会議」という会議の中で、本日も委員でいらっしゃいます国分委員に分科会長をしていただいています、「違法・有害情報対策分科会」で報告された内容ですが、まだポンチ絵程度のものでございます。

一つは、これは慎重な検討が必要かと思っておりますが、そもそも公表していること自体が刑罰法令に触れるという情報で、削除依頼をしてもなお意図的に放置されている場合がございますので、サイト管理者は確かに投稿者そのものではないわけですが、バランスのとれたサンクションで実効性のあるものは検討課題になり得るのではないかと。先ほどの

九都県市での御提案では、自らちゃんと監視して対処をという御意見でしたが、こちらの場合は、繰り返しになりますが、ホットラインセンターから、あなたのところに違法情報がありますよというふうに御連絡をして、なお対応されない場合ということでもありますので、一つ考え方としてはあり得るのかなということでございます。

1枚めくっていただきまして、これも先ほどの総務省の研究会にもある意味似た発想なのかもしれませんが、今までもホットラインセンターでは、サイト管理者との連絡がつかなかった場合、その上位のサーバー、プロバイダに対して削除のお願いをする。そういうところで削除していただいていることもいいのですが、今までは削除のお願いをするだけだったのを、足元のサイトにおきまして、努力義務ではありますけれども、環境整備法上の義務を果たしていない場合に、連絡先を明記するように要請をしてもらう。可能であれば、プロバイダとサイト管理者の標準約款のようなものをお定めいただく。法律で努力義務が書いてあることですので、今更という感じもしないではないですが、そういうところでも書いていただくのも一つの方策ではないかということでございます。

もう1枚めくっていただきまして、これも標準約款の規定があった場合ですが、連絡先不明の場合、上位の管理者たるプロバイダ等からサイト管理者の連絡先等をホットラインセンターに教えていただく協定も検討に値するのではないかとということ、現在、議論をいただいているところであります。

先般、12月6日に第2回分科会の会合がありまして、この後、2月、3月にまた分科会あるいは全体会合がございますので、報告書としてまとまりますのは3月の時点になります。分科会が終わった後で、間に合えば、適宜こちらの検討会でも報告させていただきたいと思っております。

案7につきましては、以上でございます。

清水座長 ありがとうございます。

案7につきまして、御意見を願います。

藤原座長代理 今のことに関連して、総務省の方にお伺いしたいのですけれども、5-2の別紙3で、実効的な取組のところで憲法的観点からの検討がなされています。その中の4ページに1~4まで書いてありますけれども、次の会議ではこの1~4についても結論が出るということですか。モデル約款から法的義務までグレードを分けて御議論なさるようでも、ここまで議論されるということでもよろしいのでしょうか。

鈴木消費者行政課長 別紙3は主査代理からの問題提起ということで、これから議論を開始するための問題提起でございます。これからWGを1月までに2~3回開催いたしますので、次回この検討会の場におきましては、特定サーバー管理者の部分を整理して、中間とりまとめという形で次回の会合には御報告させていただきたいと思っております。

藤原座長代理 今の御報告との関係で時系列がちょっと気になったので、どうもありがとうございました。

清水座長 どうぞ。

別所委員 今の7のところ、少し整理させていただきたいのですけれども、前に申し上げましたように、違法・有害情報の関連で言うと、違法情報と有害情報は性質が違っていると思っています。ここの修文をいただいたところには、「削除その他の措置等に余り協力的でない」と、削除というのが明記的に書かれていますけれども、御存じのように21条は青少年閲覧防止措置をとれというふうに書かれていて、削除とは書かれていないのです。ですから、削除に限らなくてもこの法律上は構わないというふうになっています。先ほどおっしゃっていましたように、その中にもし違法情報が入るのであれば、それは削除しなければならないものなので、多分、レベルが違う対応をする必要があるのではないかと思います。

一方で、総務省さんで検討されている、別紙3の3ページを見ていただくとわかりますけれども、「連絡受付体制が整備されていないケースが多いのではないか」というところの例に、「97サイトのうち52サイトが連絡先を掲載しておらず」と書かれています。この数は多分有害情報の削除のことだけを書いてあって、違法情報の方は、2,000サイトを越えるぐらいのサイトのところを言及されていて、話されているところがずれているのではないかと。警察庁さんの方はもしかすると違法サイトの方まで含めていて、総務省さんの方は、違法サイトではなくて有害のところだけをおっしゃっている可能性があって、そこはちょっと整理をいただきたい。

違法のところは、先ほどから申し上げていますようにレベル感が違うはずなので、名前を表示しとかではなくて、さっさと削除して、違法なことをやっている人の情報は捜査機関に伝えられるようにした方がよほどいいと思っています。そこは、峻別いただいた方がいいのではないかと思います。

四方情報技術犯罪対策課長 おっしゃるとおりでありまして、私どもが提起申し上げているのは、環境整備法の有害情報の中でも一番悪いところ。これは環境整備法の定義規定ですね、2条4項にこの法律での青少年有害情報、定義ではなく例示ですが、幾つか種類があって、その筆頭にまさしく私どもで言うところの違法情報が入っていますので、私どもの提案させていただいている違法情報よりも環境整備法の有害情報の方が多分幅広い。それを包含している幅広い概念であります。御指摘いただいたように、かなり幅広い有害情報について一律同じ対応をするのはどうか、という問題は当然あると思いますので、内容に応じた対応は御検討していただくべきことだと思っております。

ただ、この法律の有害情報の中にも、一応私どもが言っている違法情報まで含まれていることが一つ。それから、繰り返しで大変恐縮であります。私どもは検挙をするための努力をいろいろさせていただいていますけれども、いかんせん、違法情報というこの一番濃いところだけでも情報量があり過ぎて、全部を検挙できていない。ごく一部しか検挙できておりません。量的な対応という意味では削除要請に相当負っているところがある、というところを御理解賜ればと思っておりますのでございます。

鈴木消費者行政課長 今の別所委員の御指摘、ごもっともでございまして、違法情報と

有害情報を峻別して注意深く議論すべきということで、本日あった意見は総務省のWGにも報告したいと思っております。

清水座長 よろしいですか。

別所委員 はい。レベル分けをしていただいて、違法は徹底的につぶした方がいいと思っていますし、多分、同じ約款でも色分けをしていかないと対応が違うのではないかと思います。インターネット・ホットラインセンターから来る有害情報の取扱いについてもガイドラインが決まっています、そのところは今でも、約款に照らして対応するようというふうになっていますし、違法情報は原則消すことを前提につくられていますので、その色合いの違いが対策に出てくることを望むということだけです。

清原委員 同様の意見でございますが、今、別所委員が言われたことは私も大変重要だと思っております。総務省さん、経済産業省さんでこれから特定のプロバイダのことも含めて検討される時に、総務省の資料の別紙3の3ページ、検討の方向性のところで鈴木課長も念を押して言ってくださったことですが、インターネット上の「表現の自由」、「知る権利」、そして「匿名性の利点」等に対する配慮が必要であると。あるいは次の4ページでも、「具体的な対応・青少年閲覧防止措置の実効化」のところでも、例示されている4項目すべてに検討のポイントとして、「インターネット上の表現に萎縮効果を及ぼすのではないか」云々をはじめとして、大変丁寧な留意点を書いてくださっています。

警察庁さん、量が多くて大変だと思いますが、違法情報は徹底的に御活躍いただいて、それは削除していただくことが原則です。青少年にとっての有害情報の基準づくりとか、さまざま課題があると思いますけれども、今回整理していただいたような方向で、総務省も経済産業省も一層連携しながら明確化していただくことで、この取組が本当に青少年を守るためのものであるということになると思います。そして、インターネットを含めた「表現の自由」、「知る権利」等を侵害する動きでないということを更に明確にさせていただくチャンスではないかと思ひまして、同様の趣旨ですが、重ねて意見を申し上げました。よろしく願いいたします。

清水座長 それでは、案7はよろしいでしょうか。

案8に移らせていただきたいと思います。これは前の案9でございます。これについて、お願いします。

四方情報技術犯罪対策課長 警察庁でございます。案8につきましては、先ほど若干御説明させていただきました資料5-3-3に関連することでございますが、出会い系サイト以外のコミュニティサイトにおきましては被害が増加している。今すぐできる対策は今すぐやろうということで、関係省庁とも連携して対策をとっているのですが、恐らくは暇のかかる、御検討いただかなければいけないこともあろうかということでございます。

コミュニティサイトに関連する対策につきましては、5-3-3の一番下の3つのマル。これは関係省庁でもほぼ共通認識になっていると思いますが、冒頭から御議論のあるフィ

ルタリングの普及の話、ミニメールのサイト管理者による自主的な監視体制の拡充、それから、案8のテーマの実効性のあるゾーニングであります。要は、悪い大人が児童と接触するためにこういうコミュニティサイトを使うわけで、フィルタリングとかミニメールの自主的な監視も非常に大切なことだと思っておりますが、もう一つは、一定の要件により、要件の定め方はいろいろあるかと思いますが、大人と児童とのサイト上における接触制限というのも大事なのではないかと。

検挙事例にもありますが、大人が年齢を偽って、児童と同世代の者だと偽って仲良くなって、実際に会ったときは突然変なおじさんが来るのでびっくりするわけです。そういう年齢の詐称とか、属性の詐称、あるいはネット上の世界ですので、自分とは全然違う若い男性、同世代のいわゆるイケメンと言われている男性の写真を自分のアバターにしておいて、安心させて接触する等々の「なりすまし」という問題がございます。そこで、既に関係事業者の中で御検討いただいているとお聞きしておりますが、携帯電話事業者がある程度持っておられる利用者の年齢情報を利用していただきまして、なりすましを防止した、実効性あるゾーニングを進めていただければと思っている次第でございます。

以上でございます。

清水座長 ありがとうございます。

ほかに御意見がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、次は案9、前の10ですけれども、「各関係者に求められる責務の再整理」でございます。この点について、御意見を申し上げます。

鈴木消費者行政課長 「各関係者に求められる責務の再整理」ということで、資料5-2の別紙、先ほどから御説明させていただいております、フィルタリング提供義務の在り方についての藤川主査代理のペーパーでございますけれども、先ほど申し上げました基本的な考え方に沿いまして、1ページから順番に、保護者、携帯電話事業者等、整理しているところでございます。

以上が現在の状況でございます。よろしく申し上げます。

清水座長 ありがとうございます。

申し上げます。

清原委員 ありがとうございます。1点だけ、要望でございます。案9の下から2行目に「各関係者の協同を促進するための方策について」とある、「協同」という文字でございます。自治体行政現場では、市民の皆様や事業者の皆様等との協働というときには、同という字ではなくて「働」という字を書くものですから、コラボレーションの訳語として、もし可能であれば、協力の協に働という文字の「協働」の方がいいのかなと思ひまして、提案させていただきます。

清水座長 ありがとうございます。ごもっともと思ひます。よろしいでしょうか。

鈴木消費者行政課長 修正させていただきます。

清水座長 ほかに、案9はよろしいでしょうか。

では、案 10 でございます。「各省庁が保持するデータの共有・活用の在り方」です。これについてお願いします。

鈴木消費者行政課長 「各省庁が保持するデータの共有・活用の在り方」ということで、各府省それぞれで、青少年インターネット環境の対策に資するさまざまな情報データをお持ちだと思いますけれども、そういったものを政府部内で共有してそれを活用すれば、より効果が上がってくるのではないかとということで、提案させていただいているものです。

具体的には、特にコミュニティサイトの犯罪が起きている、その実効性ある取組のために、事案の詳細について具体的なデータを共有化できればという問題意識を持っております。勿論、具体的な犯罪にかかわるものですので、秘匿性の高い情報等もあると思いますので、そういった点にも配慮しながら、うまく共有できる方法がないかということを検討いただける場がないかということで、問題提起をさせていただいております。

先ほどの警察庁の御説明の中でも、非常に詳細に分析をいただいています。円グラフの中でも、こういった場合にどういう被害についてと分析をいただいています、数についてはよくわかったのですが、具体的にこの事案についてはこのサイトを利用して、それがこういう形で結びついたという、一つひとつが具体的にわかると、更にこれが効果的な対策になる。全体の数字が増えているから何か対策をとるところから、ピンポイントでの対策とか、どこを的確に対応すればいいかということまで、もう一步踏み込んで分析ができればという思いがでございます。そういう観点で、この検討会、あるいは内閣府中心の各省の会議の中で情報共有できる形がもしとればということで、御提案させていただきました。

以上でございます。

清水座長 ありがとうございます。

これについて、どうぞ。

高須参事官 今のことに関連しまして、いわゆるデータの共有・活用の在り方ということかと存じます。問題の所在といたしますか、御指摘はそのとおりだと内閣府の方は考えております。方法論でありますけれども、御参考ではあります。政府におきまして、内閣総理大臣の決定である「子ども・若者育成支援推進本部長決定」というのがございまして、青少年インターネット環境整備推進課長会議というのが政府内の会議でございます。メンバーは、本日、代理参加もおりますけれども、オブザーバーになっている者がほとんど重なっているような会議でございまして、そちらでいろいろ議論した上で、後日、検討会で御報告させていただくというやり方もあるのではないかと考えているところでございます。

もう一つ、先ほどの高橋先生の関係です。ついでも申し訳ないのですが、データの関係が手元でございますので、申します。これも前年度の調査ということになりますが、お子さんが使用している携帯電話にフィルタリングを使っていない割合は、前回調査時は 42.9% ございました。そのうち、小学生の保護者は 35.5%、中学生の保護者は 37.4%、高校生の保護者は増えますけれども、49.4%。トータルで 42.9% という数字が出ておりま

す。これは今年度も調査中でありまして、次回の検討会のときには経年比較的に御報告できようかと思っております。

以上でございます。

清水座長 ありがとうございます。

先ほど総務省からの御説明の中で、詳細な事例というか、そういう話がありましたが、そういう情報は警察庁がお持ちですね。

四方情報技術犯罪対策課長 そうです。

清水座長 それを共有化するという御提案ですか。

四方情報技術犯罪対策課長 では、一言。ただいま御提案の関係につきまして、基本的にはごもっともな話だと思っておりますので、私ども、基本的には前向きに取り組んでまいりたいと思っております。ただ、警察でコンピュータのデータベースに乗っているデータというのは、実は割と限られてございます。従前の統計発表は、その範囲内で基本的には半年ごとに御報告していたのですが、それでは御指摘のありましたような効果的な対策はとりにくいではないかということで、平成 22 年の上半期からやや詳細な調査をして、その集計をしました。

これは、各都道府県警察に手作業でフォームを充当してもらう、そんな調査でございますので、無限定に詳しくはできないのでありますけれども、ただ、その時点、その時点で、先生方の御関心のこと、各省庁の御関心のことは、結局は児童の被害を減らしたいということでは共通しておりますので、そういう現場の手間と調査の重要性とバランスをとりまして、可能な限り協力してまいりたいと思っております次第でございます。

清水座長 ありがとうございます。

どうぞ。

別所委員 データの共有のところは是非お願いしたいと思います。併せて、高橋委員から幾つかの質問が出ていましたけれども、こういうものをやっていくに当たって何を指標に見ていけばいいのかという、キー・パフォーマンス・インディケータのようなものをきちんと決めていただいて、それを定期的にフォローしていただくことが必要だと思います。こちらからお尋ねするたびに、今のフィルタリングがかかっている率とかいう話が出るのではなくて、定期調査としてきちんとやっていただく。それはフィルタリングの加入率だけではなく、何をキー・パフォーマンス・インディケータとすべきかというところも必要だと思っておりますので、警察庁がおっしゃった先ほどの削除対応の状況とかいうのもその中に入れていただいて、そういうのが改善してきているのかどうかも見ていくことを含めて、フォローできる必要があると思っておりますので、そこの検討も併せてお願いできればと思います。

清水座長 ありがとうございます。

どうぞ、経済産業省。

吉川情報経済課課長補佐 経済産業省としましても、総務省から御提案のあった点は非

常に重要だと思っけていまして、出せる情報、出せない情報はありますけれども、共有していく方向で検討できればと思っけております。当然、私どもから提供できる情報で御協力できるところもあると思っけていますので、是非進めていきたいと思っけております。

清水座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

尾花委員 共有する際に、先ほど別所委員から指標のようなものがほしいというお話もありましたが、報道発表をして一般公開される数字なので、一般の方々に正しく解釈していただくための工夫も必要かと思っけています。

例えば、E M Aの認定サイトに起因する発生件数が半分とありますが、この数字だけを見ると「認定されていないサイトと同じくらい事件が起きているのだから、認定なんてやめる！」と感じる人は少なくないはず。これがもし、フィルタリング加入率が100%になったとしたら、フィルタリングを通して見られるところでしか被害は発生しなくなるわけで、当然、E M A認定サイトに起因する発生件数100%となります。そうになると、一般の方々には「E M Aは問題があるサイトを認定している」という印象になってしまうのです。

でも、被害者と会った理由の調査を見ると、「相談に乗ってくれるやさしい人だったから」とか、「お金や品物をもらえるから」という理由で、被害児童が安易に自分から働きかけてしまったケースもかなり多いことがわかります。そういう気持ちがない子であれば用心するわけですから、用心せずに行動を起こしたり、安易に働きかけたりした子どもたちが引っかかって被害に遭ってしまっているということも読み取れます。これを、約半数がE M A認定サイトというデータと併せて解釈すれば、健全に運営されているサイトであっても、こういう気持ちを持っていると被害に遭ってしまうということになり、教育がいかに大事かということを保護者の方々に伝えるものに、数値が変わってくると思っけています。

そういう併せ技のような見方ができれば、正しい状況を読み取れるいいデータなので、単なる数値として裸で与えて「子どもを教育してもしなくても同じじゃないか」とか「携帯やネットはこれだからよくないんだ」等と、保護者の責任転嫁の材料にされてしまわないように、これとこれを組み合わせるとこういう傾向が見られる、だから保護者や教職員の方々はこういうふうに気をつけましょう！指導しましょう！という形で、発表していけるような体制が今後できたらベストかなと思っけています。こういった調査は広く有効活用できるはずですので、是非よろしくお願ひします。

清水座長 ありがとうございます。

どうぞ。

山田氏 電気通信事業者協会青少年有害情報対策部会から代表してまいりました、山田と申します。

今の尾花先生の指摘に関連しまして、御紹介させていただきたいことがございます。曾我先生が副会長を務めていらっしゃる安心ネットづくり促進協議会の中で、コミュニティサイト検証作業部会というのがありますけれども、そちらで12月3日に中間とりまとめを

出しております。そちらの中身ですけれども、今回、警察庁から出されました詳細のデータをもとに、どういったところに問題があって、どういった対策が必要なのかといったことを報道発表しております。今日は予定はなかったので、こちらに資料はお出ししていませんでしたけれども、後ほど、そのようなものがあるということも御紹介させていただければと思いますので、この場で一点、共有させていただきます。よろしく申し上げます。

以上です。

清水座長 ありがとうございます。

案 10 につきましては、先ほど内閣府から御説明がありましたように、頭の方の名前は忘れましたが、課長会議というものがありますので、そこで共有とか、いろいろ検討させていただいて、御報告をいただくというやり方でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのようによろしく願いいたします。

案 11 です。「インターネットカフェの年齢確認の徹底」ということですが、この点についてお願いします。

高須参事官 それでは、申し述べます。資料 5 - 5 になります。特に資料の詳細な説明はいたしません、ごらんになりながら聞いていただければと存じます。

先回の後、内閣府の方で聴取を試みようということで、日本複合カフェ協会からヒアリングをしております。この協会は加盟率は 40% ぐらいのようですが、1,100 店舗が会員となっています。ヒアリングを通じてわかったことですが、10 歳代の利用は 8.7% あるということです。フィルタリングソフトの導入の励行、青少年の深夜入店の禁止、オープン席への誘導、会員制による本人確認といった措置を講じているということでもあります。

今後の取組ですけれども、案として 1 枚目の下に記してございます。日本複合カフェ協会を通じて一層の青少年対策を徹底するよう要請することが、まず考えられます。あとは、1,600~1,700 ぐらいあると思われる、これに加盟していないネットカフェ店舗への浸透とございますか、対策のための検討。あるいは、先回、漆先生から御指摘がございましたけれども、ネットカフェ店舗以外のネットが利用できる場所について、内閣府の先に申しました調査の中でも今年度分を少し盛り込んでいるところがございますが、それ以外にも都道府県に対して照会をするなど、更に検討していきたいと考えているところがございます。

以上でございます。

清水座長 ありがとうございます。

御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。ネットカフェはよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、案 12 をごらんいただきたいと思います。これは、前回の検討会で国分委員から御発言があった件です。案 12 を決定して、これを入れると決めているわけではありませんけれども、いまひとつ国分委員の御提案が明確に理解できていなかった面もあります。前回御説明されたわけですけれども、まず、国分委員からポイントだけ簡単にお願いしま

す。

国分委員 申し訳ありません、漠とした御提案をしてしまって。案 8 の「出会い系サイト以外のサイトにおける実効性のあるゾーニングの導入に向けた取組みの推進」ということと少し共通する部分がありますが、現実の社会では、DVD 販売のお店などは、子どもに見せられないようなものは別に陳列するとかやっています。フィルタリングというのは、そういうものをもう少し高度にしたものというとらえ方ができます。現実にはフィルタリングは今はかなり精度が高く、きっちりブロックできますので、それはそれでいいのですが、海外の方々といろいろお話しするときに、そのコンテンツに対応したレーティングの基準やフィルタリングのやり方について、オープン化を考えるなり、何らかの考え方の整理をしておく方がいいのではないかなという感じを持っておりまして、前回のあのような発言をしたわけです。

もう一つは、18 歳以上ですかという画面が出て、イエス・ノーで子どもがイエスを押せば見えてしまうという部分は、フィルタリングでブロックできるにしても、普及率がどうのこうのという話もありますので、そっちのほうで例えば利用者の ID 管理とか、そういうこともできれば、大分話が進むのではないかというふうに思っています。その番号については、いろいろなサービスでログインをして、ログイン ID をもらってそこへアクセスできるようにするとか、最近はオープン ID といって、ID を一つ取ると他のところでも使えるとか、民間ビジネスの世界でもそういう動きがありますので、そういう辺りも利用の加速をする必要は考えられないか。

もっと言えば、韓国は住民 ID というのを一人ひとり持っておりまして、アダルトサイトに入るときはそれを入れないと見られない。そこで年齢がわかってしまうわけです。韓国のインターネット関係者いわく、韓国ではアダルトサイトを開設してもなかなかうまくいかない。なぜならば、日本にそういうサイトがみんな逃げてしまう。日本の場合はそういう ID を入れなくても見られる、というようなことを冗談っぽく言っておられました。

そういうコンテンツに対しての取組の話も、この法律は、コンテンツについては中身に余り踏み込まないことになっているので、私もその辺は踏み込むと大変かなとも思うのですが、世の中どんどん変わって、新しいいろいろな違法なもの、有害なものが出てきますので、そういうことの検討も忘れてはいけないというふうに考えております。

清水座長 どうもありがとうございました。

前回の御提案は、今、御説明いただいたような内容ということですがけれども、これについてどのようにしたらいいかということで、御意見をいただければと思います。フィルタリング、レーティングに関しては、フィルタリングの方でも既に民間でやっているわけですから、冒頭でお話しになられた点はその中に含まれているようにも思われます。ですから、新たな案 12 として設けるかどうかという点はあるのではないかと思います。最後のオープン ID については、どこかほかのところで行っているかどうか、私は理解していないのですが、案 1 から、今の段階の 11 までとの関連で、御発言いただければと思

ます。

相磯代表理事 I - R O I の相磯ですが、先ほどのゾーニングにつきまして、I - R O I の説明をさせていただきたいと思います。

I - R O I では、コンテンツのレイティングに関連して3つに分けたゾーニングとしています。これはやはり非常に難しい面がありまして、特に認定を受けるサイトの方でセルフレイティングをするわけですから、自分でまたゾーニングをしてくるわけです。その間にどうしてもギャップが出てきます。先ほど国分先生がおっしゃっていたとおり、どこかでその辺の基準をきちっとした方が本当はいいのですが、でも、これは大変難しい問題ではないかという感じがします。しかも、国際的になったらもっと大変だという感じがします。

清水座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。この点について、事務局は。

高須参事官 今、相磯先生から御指摘がございましたとおり、また、そもそも国分先生からも御指摘がありましたとおり、難しい問題をはらんでいるところがございます。事務局といたしましては、今のところ、まさにI - R O I さんの取組への支援については大いに考えられるのではないかと思いますので、先に申しました青少年インターネット環境整備推進課長会議等も利用して、細かい議論などもできようかと考えているところでございます。今の青少年インターネット環境整備法の理念の中に民間主導というところもございまして、官は支援に回るといようなところもございますので、その枠組みを前提とした上で進めていくか否かについて、御判断いただくと幸いです。

清水座長 今のような形で、課長会議とか関係者で少し議論していただいとということ、よろしいでしょうか。

それでは、検討をよろしくお願いいたします。

以上、1 から 12 までの案についてそれぞれ御意見をいただきました。本当にありがとうございました。

ここで、総括的に御意見をいただきたいと思います。

藤原座長代理 今のことですけれども、案 12 は赤字のまま残るといことですか。今の御説明は二通りにとれたのですけれども。案 12 に書いてあることをやる。つまりこのまま残る。あるいは、かなり将来的課題のお話もしたので、議題等としては取り上げるけれども、案 12 としてそのまま残るわけではないと、両方あり得るのかなと思ったのですが。

高須参事官 今、回答を申し上げた時点で特に修文を想定していなかったのですけれども、最後のところは「検討を行う」となっておりますので、検討自体は可能であろうと思えます。

清水座長 私の理解は、将来的な課題もあるし、具体的にするとということもあるので、課長会議で議論していただいて、今後どうするかということも含めて検討していただきたい、という意味でまとめたつもりだったわけです。

藤原座長代理 わかりました。

清水座長 ですから、このままの文言ではないような気がします。というのは、今、御説明のあった件とかほかの件とか、総合的に考えると、案 12 が残るとしても文章は変わるだろうし、あるいは、ほかのところに合併して出していくかというのも現時点ではまだ明確ではないので、少し検討していただいた上でという感じですが、それでよろしいですか。

高須参事官 結構でございます。

藤原座長代理 では、確認させていただきます。ここは修文があり得るということですね。気になったのは、案 8 に行く部分もありましょうし、後半でお話しになったことは、例えばヨーロッパの一部の国でもやっていますけれども、IDを使うとか、あるいは我が国の場合だと、携帯の識別子を使っての議論にもつながるかと思ったので、少し大きいなと思いました。では、そのところは振り分けて修文していただくということで、よろしくお願いいたします。

清水座長 どうもありがとうございました。

最後、5 分ぐらい自由時間を残しておりますが、どうぞ。

尾花委員 「違法情報」はすごく多様性があるって、広義で考えると、個人情報の取扱いについても範疇に入ってくるのではないのでしょうか。友達紹介キャンペーンとか、だれかを紹介するとポイントアップとか、そういったイベントやプログラムが現在かなり多く提供されているのですが、第三者の個人情報を入力させる際に、その人に許可が必要という注釈もしくは許可をもらったかどうかのチェックがないサイトがほとんどなのです。それを見やすいところに明記してしまうと、潜在顧客のメールアドレスを集められなくなってしまふという事業者側の都合は重々承知していますがメールアドレス記入欄の近くにわかり易く「当人の許可をもらったチェック」のようなものを置いておけば、故意ではない第三者による個人情報流出を防ぐことができます。その上、他人のメールアドレスを入力するには許可が必要なんだというモラルを子どもたちに教えてあげる実践教材にもなります。

友人の名前やアドレスを許可無く入力してしまう行為は、子どもに限らず大人でも多く見受けられますから、そういう部分に関してもプロバイダに働きかけていく必要があると考えます。要するに、ユーザーに第三者の個人情報を提供してもらう場合には、何らかのきちんとした文言をつけ加えるようにという指導を事業者にしていくことも、検討課題の一つとして御配慮いただければいいかなというふうに思います。

清水座長 ありがとうございました。

ほかに御発言がありましたら、お願いします。

高橋委員 先ほどから、フィルタリングの加入率は何だかんだと数字のことばかり言いましたけれども、これは、青少年インターネット環境整備法ができて3年たって、実際フィルタリング効果はどこまであったのかということを私どももきちっと認識したい。それと同時に、当時できたときは、保護者の同意があればフィルタリングを解除できると言い

出したのは私なので、その辺の責任もあったのですが、今、高校のPTAとしては、基本的に100%フィルターをかけましょうといった動きにしています。ところが、携帯電話を買った段階が小学校なのか、中学校なのか、高校なのか。小学校、中学校で買っていれば、そのまま機能はずっと動く。だれの名義で買っているかという問題もあります。案3のところは加入率が何%、何%とありますので、ここの数字は特に気をつけて今後使っていたきたいのですけれども、私どもとしては、一回PTAに持ち帰って、100%フィルターをかけることを強制するような方向に動かないと、3年たってもこういう状態だったらなかなか改善できないのではないかと。

これが必要か、必要ではないかということを中心に話して、必要であれば、始める段階としてフィルターをかけるんだというような論理になるのかどうか。かけた後に子どもと保護者がきちっと家庭で話をし、親が責任を持って解除することができるという形にするか。その辺をもう一度私どもも見直したいと思います。また何かありましたら、いろいろな意味で数字的なものを教えていただきたいということがあるかもしれませんけれども、もう3年たちまして、一步前に前進していきたいと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

清水座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、以上をもちまして、本日の議事にあります検討課題の自由討議を終わりにさせていただきたいと思います。

本日、各省庁からの御説明、あるいは貴重な御意見をたくさんいただきました。その中で、次回にはこういうのを出示してくださいと、こういうことをおっしゃっていただいておりますので、次回の検討会でまた具体的な結果を出していただき、検討会ということですから、自由討議の中で更に検討を進めさせていただきたいと思います。

また、データについては、内閣府でかなり貴重な調査をされているということで、それを次回出示くださるということですので、そういうことを踏まえて、次回、議論をよろしくお話ししたいと思います。

それでは、今後の予定につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

高須参事官 次回開催日でございますが、来年の2月8日の火曜日を予定しております。詳細につきましては、別途、御連絡をさせていただきたく存じます。

今回は、座長からもお話がございましたけれども、個別の討議ということでは次回を最後と考えております。法の施行状況の3回目ということで関係者から発表をいただき、また、今日も御紹介がありましたけれども、各省サイドの中間とりまとめ状況等を伺いながら、自由討議。それから、今年度の内閣府実施の調査報告も間に合わせる所存でございます。日程は未定であります、その次の回は中間報告案を提示する方向で考えているところでございます。

以上でございます。

清水座長 ありがとうございました。

これをもちまして、第8回の「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を終わりにさせていただきたいと思います。

本日は、長時間、誠にありがとうございました。今後ともよろしく願いたします。